

平成26年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成26年11月26日～27日

場 所 第2委員会室

平成26年11月26日(水曜日)

め、私学助成の増額を求める請願

午前9時58分再開

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第6号 宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第28号 当せん金付証票の発売について
- 議案第29号 宮崎県人権教育・啓発推進方針の変更について
- 議案第34号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第39号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 請願第38号 所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願
- 請願第57-1号 勤務獣医師の人材確保対策等についての請願
- 請願第59号 登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書提出についての請願
- 請願第60号 高等学校の公私間格差解消のた

- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・宮崎県総合計画の改定状況について
 - ・宮崎-香港線の就航イベントについて
 - ・宮崎県中山間地域振興計画の改定骨子(案)について
 - ・祖母傾山系周辺地域での大分県と連携したユネスコエコパーク登録への取組について
 - ・フードビジネス人材育成プログラムについて
 - ・防災拠点庁舎整備基本構想(案)について
 - ・今後の行財政改革の取組について
 - ・宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等について(環境農林水産常任委員会報告事項関連)

出席委員(8人)

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	河野	哲也
委員		福田	作弥
委員		坂口	博美
委員		井本	英雄
委員		十屋	幸平
委員		田口	雄二
委員		有岡	浩一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部	
総合政策部長	橋本 憲次郎
県参事兼総合政策部長 (政策推進担当)	永山 英也
総合政策部次長 (県民生活担当)	安田 宏士

部参事兼総合政策課長	井手義哉	会計管理局次長	酒井正英
秘書広報課長	片寄元道	会計課長	井上直三
広報戦略室長	日高幹夫		
統計調査課長	奥野厚子	人事委員会事務局	
総合交通課長	奥野信利	事務局長	亀田博昭
中山間・地域政策課長	石崎敬三	総務課長	藪田亨
フードビジネス推進課長	黒木義博	職員課長	山路博
生活・協働・男女参画課長	村上悦子	監査事務局	
交通・地域安全対策監	野元猛敏	事務局長	小八重英
文化文教・国際課長	菓子野信男	監査第一課長	青山新吾
人権同和対策課長	吉田信夫	監査第二課長	川越雅文
情報政策課長	青出木和也		
総務部		議会事務局	
総務部長	成合修	事務局長	大坪篤史
危機管理統括監	金丸政保	事務局次長兼総務課長	山内武則
総務部次長 (総務・職員担当)	江藤修一	議事課長	亀澤保彦
総務部次長 (財務・市町村担当)	日隈俊郎	政策調査課長	高林宏一
危機管理局長 兼危機管理課長	郡司宗則	事務局職員出席者	
総務課長	椎重明	政策調査課主査	大峯康則
防災拠点庁舎整備室長	丸田勉	議事課主任主事	田代篤生
部参事兼人事課長	武田宗仁		
部参事兼行政経営課長	平原利明		
財政課長	阪本典弘		
税務課長	鶴田安彦		
部参事兼市町村課長	甲斐正文		
総務事務センター課長	中原順一		
消防保安課長	都原誠一		
会計管理局			
会計管理者	舟田美揮子		

○松村委員長 それでは、ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 次に、議案第39号「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第41号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意

見についてであります。お手元に配付してあります資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっております。その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いいたします。

○橋本総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

お手元の総務政策常任委員会資料を1枚おめくりいただき目次でございます。

今回、お願いしております議案は、まず議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。これは、特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法に基づく、知事の権限に属する事務の一部を、希望する市町村に移譲するものでございまして、今回、移譲市町村の追加を行うことから、所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第12号「公の施設の指定管理者の指定について」でございます。宮崎県男女共同参画センターにつきましては、指定管理者による管理運営を行っておりますが、平成26年度をもって第3期の指定期間が終了いたしますことから、平成27年度以降の指定管理者の指定について、議会にお諮りするものでございます。

また、指定に伴いまして、債務負担行為の追加が生じますことから、議案第1号「平成26年度一般会計補正予算(第3号)」をあわせてお願いしているところでございます。

次に、議案第29号「宮崎県人権教育・啓発推進方針の変更について」でございます。方針策定から10年が経過しますことから、これまでの成果や課題を踏まえ、方針の変更を行うものでございます。

最後に、議案第34号は人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の補正についてでございます。

次に、その他の報告事項でございますが、今回は5件の報告事項がございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げます。

私からの説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○松村委員長 次に、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○村上生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算及び特別議案について御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

今回の条例改正では、当課分を含めまして4法令に基づく事務の移譲等について、それぞれの常任委員会に付託されているところでございます。

当課の改正の概要について御説明いたします。

まず、改正の理由ですが、特定非営利活動促

進法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、その処理を希望する市町村に権限を移譲するため、所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、特定非営利活動法人の設立の認証や定款変更の認証等に関する事務など計33事務について、新たに新富町と川南町に権限を移譲するものです。

今回の改正に伴いまして、7市4町がこの事務を行うこととなります。

施行期日は、平成27年4月1日としております。

続きまして、資料の2ページをお開きください。

議案第1号及び議案第12号、宮崎県男女共同参画センター、公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

指定管理者指定の議案は、議案書の55ページになりますが、こちらの常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

宮崎県男女共同参画センターにつきましては、平成26年度で第3期の指定期間が終了することから、平成27年度以降の指定管理者を選定するための手続を行ってまいりました。

先般、指定管理者候補者選定委員会による選定を終えまして、候補者を決定しましたので、指定管理者を指定することについて、議決をお願いするものでございます。

まず、1の指定管理者候補者は、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構、代表者は松岡優子氏、法人の所在地は宮崎市宮田町3番46号です。

2の指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間です。

3の指定管理者候補者の選定につきましては、まず(1)の公募の状況ですが、募集期間を平成26年7月8日から9月8日までの2カ月間とし、現地説明会を7月24日に開催いたしました。

現地説明会には5つの団体の参加がありましたが、応募した団体は、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構と、3グループから構成される、みやざきDネットの2団体でありました。

(2)の指定管理者候補者の選定につきましては、一次審査として、資格要件の適否について書類審査を行い、適当と認められたことから、二次審査として、②の表にありますとおり、5名の委員による指定管理者候補者選定委員会において、応募者によるプレゼンテーションとヒアリングを実施し、審査を行いました。

次のページをごらんください。

審査に当たりましては、③に記載してあります選定基準・審査項目・配点に基づきまして、各委員の持ち点を100点として、5名の合計500点満点で採点を行いました。

(3)の審査結果につきましては、応募者の得点は、1位が400点で、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構、2位は350点で、みやざきDネットでありました。

この結果、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構が、指定管理者候補者に選定されました。

②の選定理由としましては、審査の結果、最も高い得点を得たこと、事業計画や経費の積算等から、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、男女共同参画社会づくりにおける現状や課題、センターの役割を十分に理解した上で、事業や実施方法等について具体的な提案がなされているこ

とでありました。

4の指定管理料につきましては、年額2,706万6,000円で、3年間で8,119万8,000円です。

なお、今回の指定に伴いまして、債務負担行為の追加が生じますので、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」につきましても、あわせてお願いしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田人権同和対策課長 委員会資料の4ページをお開きください。

議案第29号「宮崎県人権教育・啓発推進方針の変更について」であります。

議案書では91ページ及び別冊となりますが、まず委員会資料で御説明させていただきます。

1の趣旨ですが、平成17年1月に策定した推進方針が、策定から10年が経過することから、現在の方針を継承・発展させながら、新たな人権問題等に対応するため、これまでの成果や課題を踏まえ、人権教育・啓発推進懇話会や人権に関する県民意識調査及びパブリックコメントによる県民の皆様の御意見を反映し、宮崎県の目指すべき人権教育・啓発推進のあり方について、現時点での方向性を示すものであります。

飛びまして、4の目標ですが、「一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会」といたしました。

5の主な変更内容といたしましては、分野別施策の犯罪被害者等に関する問題について、個々の事情に応じて適切な支援を途切れることなく行っていく必要があることから、警察の取り組みだけでなく、関係部局の取り組みも盛り込みました。

また、分野別施策に、「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目を新たに追加しました。

これは平成18年から、法律で国及び地方公共団体において啓発に努めることとされたことや、平成23年から、国の基本計画にこの項目が追加されたことによるものです。

6の変更の経緯につきましては、記載のとおりでございますが、当委員会におきましては、2月に推進方針改定の概要報告と県民意識調査の結果報告を、6月に推進方針の素案報告を行い、御審議いただいたところです。

それでは、5ページをごらんください。

推進方針の構成についてであります。

方針の性格として3項目、人権教育・啓発の基本的なあり方として3項目を掲げております。

施策の推進につきましては、まず、あらゆる場を通じた推進として、家庭・学校・地域社会・企業等における人権教育・啓発や人権とかかわりの深い特定の職業従事者に対する人権教育・啓発の推進について、総合的かつ効果的な推進としては、実施主体の強化や人材の育成から、民間団体のノウハウ活用や相談窓口の充実・連携までについて記載をしております。

また、その下の分野別施策の推進として、女性、子供、高齢者からその他までの13の項目に分けまして、人権問題についてそれぞれ記載をしております。

次に、お手元に別冊資料ということで、「宮崎県人権教育・啓発推進方針(案)」を配付させていただきます。

この資料により、6月の当委員会での素案報告後に修正を行った主な点につきまして御説明いたします。

まず、目次をお開きください。

1ページ目の下の第4章、分野別施策の推進のところになります。各分野の人権問題を掲げており、これまで「女性に関する問題」、「子ど

もに関する問題」というように、「何々に関する問題」と表記しておりましたが、国の基本計画の表記に合わせて、今回、「に関する問題」という部分の記述を外しました。

次に、飛びまして、33ページをごらんいただきたいと思います。

8番の犯罪被害者等の項目になります。

犯罪被害者等の(1)現状と課題の続きのページになりますが、下から3分の1くらいのところ、「中でも、」という書き出しで始める段落がございます。この段落におきまして、性犯罪被害者に特徴的な困難や苦しみについての記述を追加したところでございます。

次に、36ページをお開きいただきたいと思えます。

10、性的少数者(性的マイノリティ)につきまして、当委員会での御意見を踏まえ、(1)現状と課題の1段落目から3段落目のところで、性的少数者の内容や性的少数者が抱える問題についての記述を見直しますとともに、(2)の施策の方向の3段落目のところに、性同一性障がいや悩む児童生徒への対応についての記述を追加いたしました。

次に、37ページをごらんください。

11、刑を終えて出所した人についてですが、当委員会での御意見を踏まえ、(1)現状と課題の2段落目から4段落目にかけて、更生保護法や世界一安全な日本創造戦略、刑を終えて出所した人に対する民間ボランティア等による支援についての記述を追加するとともに、(2)の施策の方向で、イとしまして、宮崎県地域生活定着支援センターの活動についての記述を追加しました。

次に、39ページをお開きください。

これは前のほうからの12番、北朝鮮当局によ

る拉致問題等の続きのところになります。(2)施策の方向のところの最後の部分になりますが、「カ 帰国した被害者等に対する支援」、この項目を追加いたしました。

それから、最後に41ページからの用語解説をごらんください。

43ページの17番「合理的配慮」、19番「元患者」及び23番「フィルタリングソフト」から44ページの26番「BBS会」までの6つの用語を今回追加いたしました。

主な修正箇所は以上でございます。

この推進方針に基づく具体的な施策につきましては、国、市町村や民間団体と連携・協働しながら推進してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○井手総合政策課長 総合政策課から、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の補正について御説明させていただきます。

議案書が別途ありますけれども、委員会資料で説明をさせていただきます。委員会資料の6ページをお開きください。

総合政策部の11月補正の歳出一覧を記載しております。

表の中ほど、11月補正額の欄をごらんください。今議会に補正をお願いしています歳出予算は、議案第34号、いわゆる給与改定に伴います補正といたしまして、表の一番下であります。総合政策部全体で2,064万7,000円の増額をお願いしております。

給与改定の詳細につきましては、後ほどの総務部から説明があると思えますけれども、主な内容といたしましては、人事委員会勧告に基づきまして、給料等の月例給0.24%の引き上げ、また特別給であります勤勉手当の0.15月分の引

き上げなどに伴う増額でございます。

この結果、右側7ページ、人件費の一番下、総合政策部合計を見ていただきたいのですが、補正前の額に補正額を加えた、総合政策部全体の人件費の総額は、17億6,749万6,000円となります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○十屋委員 指定管理者のことでちょっとお尋ねいたします。2つの団体が応募され、点数が400点と350点、50点差ということで、意外と近いと感じたりしました。

どこのあたりで差が出てきたのかというのをちょっとお聞きしたいのですが。

○村上生活・協働・男女参画課長 資料の3ページをごらんください。

選定基準が書いてありますが、4つ大きな選定基準がございまして、その中の4番目の「事業計画を確実に実施するための経理的基礎及び管理能力」という項目が、一番点差が開いております。

その中でも、次の審査項目の一番上の行になりますが、「管理運営に必要な体制の確保」ということで、人員配置や有能な職員の確保、職員の資質等が、一番差がついております。

あと、次に差がつかしましたのが、選定基準2段目の「センターの効用を最大限に発揮する事業計画」というところの審査項目1段目の「男女共同参画社会づくりのための事業内容」です。これは事業内容がすぐれているかという聞き方になっているのですが、ここがこの中では一番差がついております。大きいところはそこ辺で

差がついております。

○十屋委員 指定管理者候補者を選定する委員の方々は、前回と今回は別ですか、一緒ですか。

○村上生活・協働・男女参画課長 今回5名の委員のうち、前回までは担当課長が入っていましたが、全部、外部委員にしたというのが1点と、5名中、公認会計士の方以外は全員かわっております。

○十屋委員 新しい視点で選ばれたと理解させてもらってよろしいですね。

○村上生活・協働・男女参画課長 はい、そのとおりでございます。

○十屋委員 わかりました。

○田口委員 「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてお聞きします。今回、新たに新富町と川南町が追加されたと。これは住民の利便性を上げるためのことだと思うのですが、県内の中で今回入られても11市町ですよ。

市町村はあんまり熱心ではないのですかね。どういう理由で進まないのですか。

○村上生活・協働・男女参画課長 毎年、市町村課を通しまして、意向確認をさせていただいております。基本的にやっぱり協働を積極的に進めていこうという市町は、積極的に手が挙がっておりますけれども、まだちょっと人員的に——非常にいい事業でもらいたいけれども、職員の体制的にまだ無理だとか、そういう理由でなかなか引き取られない町もあると伺っております。

○田口委員 わかりやすく言うと、これは、県内の地方分権ということですよ。

そういう意味では、市で見ると串間市が入ってないですね。先ほども言ったように、住民に対しての利便性を上げるということであれば、

そういう指導も含めてぜひ推進をしていただきたい。また、受け入れていただくような体制も、ぜひつくっていただくように積極的に皆さんから指導していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○村上生活・協働・男女参画課長 おっしゃるとおりですので、毎年、年度初めの課長会議とかでお願いもしておりますし、所轄庁連絡会議——これを引き取っていただいた市町村の連絡会議を設けているのですが、そこでも協働の事業が非常にしやすくなったというような御意見もいただいておりますので、それをほかの市町村にも御紹介する等して、積極的に進めていきたいと考えております。

○有岡委員 このNPOの関係で、市町村をまたいだ設立ということになった場合は、どのような取り扱いをされるのかお尋ねします。

○村上生活・協働・男女参画課長 事務局が県内の複数の市町村に存在する場合は、県が所轄庁ということで取り扱っております。

○有岡委員 それと、こういう改正後に各7市4町に設立届を出された情報、定款等の情報が県に来るようなシステムになってるのでしょうか。

○村上生活・協働・男女参画課長 *所轄庁が市町村に移った場合には、定款、設立の認証から所轄市、所轄町に参りますので、県のほうでは把握しておりませんが、ポータルサイトというNPO専用のホームページをつくっております。そこにはそういった事業計画書等を情報公開として載せるような仕組みをつくっております。そこで県が管理させていただいております。

○有岡委員 要望いたしますが、例えば自殺対策をどういうふうに行っているかという把握をするためにも、こういうNPOの市町村の動き

はやはり把握しておく必要があると思いますので、できるだけ連携をするという意味でも努力していただきたいと思います。

○村上生活・協働・男女参画課長 そのようにしていきたいと考えております。

○有岡委員 次に、指定管理の件でお尋ねしたいと思います。先ほど審査の結果につきましては理解いたしましたが、以前、代表質問で、経営状況、要するに赤字になっていくような体質がある指定管理ではいかなものかというお話をしました。この経営管理の状況、収支報告は1年に1回、こちらの所管される部署になされているのかどうかをお尋ねいたします。

○村上生活・協働・男女参画課長 毎年、収支決算ということで、報告いただいております。

○有岡委員 その中で、赤字になってしまうような実態はないということによろしいのでしょうか。

○村上生活・協働・男女参画課長 現在のところ、赤字ということで、この指定管理者がみずから補填したという事実は聞いておりません。

○有岡委員 ありがとうございます。

では、次に人権啓発の件でお尋ねしたいと思います。5ページに、特定職業従事者等に関する人権教育・啓発を行っているということですが、最近、新聞で見るのは、福祉現場で知的障がい者、また弱者が暴行を受けている実態があるという情報があるのです。こういった関係者にお話しする、啓発することも大事ですが、例えば内部告発保護条例ですか、内部でそういった実態があるという情報が入ってくるようなシステムというのはないのかどうか、お尋ねいたします。

○吉田人権同和対策課長 今、お話しください

※9ページに発言訂正あり

た件につきましては、冊子のほうだと11ページのところに、エの福祉関係者ということで記載しております。福祉関係者の方はそれを利用される方等含めて、さまざまな人々の生活相談、介護などに携わっているということがございますので、人権尊重や秘密保持などに配慮した行動が求められているということで啓発を行い、意識高揚を図っているところでございます。

おっしゃられました件につきましては、福祉のほうで対応されている部分——障がい者や高齢者の虐待の状況については、いろんな組織も持ったりして把握しておりますので、そちらを通じて、情報については聴取されていると理解しておりますが、詳細はちょっと把握しておりません。

○有岡委員 今、申し上げたのは、福祉に限ったことではないのです。そういう職場でのパワハラもそうですし、いろんな問題が起きたときに、内部からそういった情報が入ってくるシステムがあると安心だと。仲間みんなが守ってくれているという環境が必要ではないかという意味で、内部告発等の保護条例がある中で、どのような取り組みをされているのですかという視点なのです。だから福祉は福祉で当然やりまし、こちらが所管されているような場所、そういう相談窓口があるかどうかというのが大事だと思ってるのです。そこら辺は、人権という立場で相談を受けるというようなシステムはないのでしょうか。

○吉田人権同和対策課長 私どもでも、人権相談の窓口ということで人権啓発センターの中で相談を受け付けておりまして、法務局でも人権相談というような形で受け付けております。あとそれぞれの団体、事業者、企業については、そういう対応を含めて、人権意識の高揚に努め

ていただきたいと考えているところでございます。

それぞれのシステムについては理解をしておりますませんが、そういうことを含めて、取り組みをお願いしているところでございます。

○有岡委員 ありがとうございます。

○十屋委員 確認をさせていただきます。先ほどの人権の方針案を見せていただきまして、委員会の意見もたくさん取り入れていただき、ありがたいと思います。

その中で一つ、33ページの性犯罪被害者の場合について、そういう二次的な被害を受けないために、県営住宅とかに優先的に入れることはできないだろうかというお話を、以前させていただいたと思うのですが、その後、建築住宅課と何かお話し合いをされましたか。

○吉田人権同和対策課長 一応、建築住宅課には、そういう御意見をいただいたということで、お伝えはしているところでございます。申しわけございません。その後については、確認を現段階ではとっておりません。

○十屋委員 話をしていただいたのはありがたいのですが、その次のステップとして、本当に必要であればそういう政策的な判断というもの、やはりどこかに置いておかないといけないと思います。それを検討されたのかどうかわからないのですが、確認をしていただいて、また御報告をいただければと思います。

○吉田人権同和対策課長 委員のおっしゃるとおり、再度、確認をいたしまして、また御報告をさせていただきますと思います。

○村上生活・協働・男女参画課長 先ほどの有岡委員の御質問に対して、訂正と補足をさせていただきます。

所轄が移った場合のNPOのその後のことに

つきましては、設立認証や役員変更、定款変更等——交付金を交付している関係もございまして、ちょっとタイムラグはございますけれども、定款の変更や、役員がかわった場合とか、必ず全て県のほうには報告をいただくことになっております。申しわけございません。

○田口委員 人権教育・啓発推進方針、先ほどの用語解説のところいろいろ出てますけど、こんなに片仮名を使わないといけないのですか。僕も初めて見る言葉もいっぱいあります。何かもうちょっと日本語できちっと——よく知っている片仮名もありますけど、本当に初めて見て、これ何だろうと。今、解説を見てたのもあるのですが、できるだけそういうふうにしていただいたほうが……。解説用語を見ないと、なかなかわからないような啓発推進方針でもちょっと困るものですから、そこら辺のところを、ぜひ考えていただきたいと思うのですが。

リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツとか、メディア・リテラシーとか、何だろうというようなものがいっぱいあります。もし的確な日本語があるのであれば、ぜひそういうのに変えていただいたほうが。もう御年配の方なんか、ほとんどわけがわからないと思います。ぜひとも改善できるところがあるのであれば、お願いしたいと思います。

○吉田人権同和对策課長 用語解説も、結果的には大分多くなってしましまして、委員おっしゃるとおり、初めて聞くような言葉も多いのですが、懇話会の委員の皆様のお意見をいただいたりとか、各課の意見いただく中で、やはりこういう言葉が、今、使われていて、これではなかなか説明しにくいという部分、それからそういう言葉自体がキーワードになっているというような部分もございました。一応、入れさせてい

ただいて、本文中でなかなか説明がわかりにくいようなところは、なおかつ用語解説をさせていただいたということでございます。

これもまた、県民の皆様には推進方針を周知を、広報していくということが大事になってこようかとは思いますが、その段階におきましてはもっとわかりやすい言葉でお伝えするように、工夫をしていきたいと考えております。

○田口委員 お願いします。

○松村委員長 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、次にその他の報告事項に関する説明を求めます。

○井手総合政策課長 その他の報告事項、1番目の項目といたしまして、宮崎県総合計画の改定状況について、総合政策課から説明をさせていただきます。

委員会資料8ページをお開きいただきたいと思っております。

総合計画の改定につきましては、これまでも委員会で説明をさせていただいたところですが、改めましてこれまでの取り組みと今後のスケジュールを説明をさせていただきます。

1のこれまでの取り組みでございますが、本年6月の総務政策常任委員会におきまして改定の理由等の説明をさせていただき、7月に総合計画審議会を立ち上げ、改定の諮問をいたしたところでございます。

その後、県内8地域に分けて地域別の市町村との会議、また県民の皆様から直接意見をお聞きする県民会議というものを開きまして、また8月、9月の間で総合計画審議会、それぞれ3つの、人・くらし・産業という専門部会に分けまして、議論を詰めてきたところでございます。

最初に申し上げましたように、節目節目で、総務政策常任委員会のほうには御説明を差し上げているところがございますが、今般、計画の長期ビジョンにつきまして素案がまとまりましたので、この場をおかりしまして報告をさせていただきますと思います。

この長期ビジョンの素案につきまして、今後のスケジュールでございますが、2のほうになります。12月、この11月定例県議会明けになりますが、この素案をもちまして県民の皆様から御意見を聞くパブリックコメントを、1カ月強、行いたいと考えております。

その後、第3回目になりますが、総合計画審議会等の御意見を取りまとめていただき、計画審議会としての答申案をいただくことを予定しております。

その答申案に基づきまして、県執行部側としての決定案をつくり、2月の定例県議会に、長期ビジョンの議案として提出をさせていただければと考えております。

なお、総合計画のもう一つの部分になりますアクションプランにつきましても、2月の総務政策常任委員会で、その案について報告をさせていただき、次年度6月の定例県議会で議案という形で提案をさせていただければと予定をしているところがございます。

では、今般まとまりました長期ビジョンの素案について、説明を差し上げたいと思います。

その全体像としましては、9ページに概念図をつけておりますけれども、説明につきましては、別冊の資料1としてお配りしています長期ビジョン素案そのもので説明をさせていただきますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

表紙にございますとおり、あくまで長期ビジョ

ンの素案でございます。皆様方からの意見、またパブリックコメントの意見を踏まえながら、最終的には調整をしていくものとなります。いわゆる最終的なたたき台と御認識いただければと思っております。

お聞きいただきまして1ページ目になります。

「はじめに」という項目でございます。1の計画改定の趣旨、特に下のほうの段落になりますけれども、この総合計画は2030年、平成42年の将来像を描いたものでございまして、この計画をつくりまして4年たちましたが、その間、フードビジネス、また新エネルギー等の成長産業の育成加速化、交通ネットワークの進展など、さまざま取り組みをしてきたところであり、その成果を踏まえるとともに、この計画の大きな課題として掲げております人口減少問題の深刻化等も踏まえて改定をしていくということに記載しております。

また、この計画、長期ビジョンを策定後に発生しました東日本大震災により、さまざまな影響が出たところがございます。これもまた踏まえるべき点としてここに記載をしております。

では、実際にどのような中身になっているかということでございますが、まずめぐっていただきまして、5ページ目から時代の潮流と将来予測になっております。

時代をどう捉えているかということでございまして、これについては大きな変更はないところでございますが、少子高齢化でありますとか人口減少問題、グローバル化、資源環境問題、そしてICT等の科学技術の発展、それで12ページ目になりますけれども、大規模災害への対策——これはこのビジョンをつくりました後に発生しました東日本大震災を踏まえて、時代の潮流、認識のところで、この対策が必要という

認識を新たに追加をしたところがございます。

その後、6の地方分権と厳しい財政状況については、従来の記述を修正をしたところであります。

16ページ目から第2節としまして、将来推計と予測を上げております。

この将来推計につきましては、これまでの委員会でもたびたび説明をさせていただいたところでもあります。改めてもう一回説明をさせていただきますが、1の平成42年(2030年)の宮崎県に関する推計ということで、前回の総計では2005年の数値をもとに推計をしていましたけれども、今回は最新の数字ということで2010年のデータで推計をし直しました。

そして、今の地方創生の動きに合わせて、日本創成会議が出しております国の厳しい推計基準に基づいて推計データを見直すと同時に、合計特殊出生率は以前の2030年の目標値を1.85としていたところを2.07、人口置換水準まで引き上げるといった目標の改定を行いました。

結果としまして、右側の表の中を見ていただきたいのですが、ケース1、何もしなければ2030年に100万人を切って97万9,000人と人口が落ち込むところを、合計特殊出生率を上げ、若年層の社会減を抑制することによりまして、ケース2ですが101万9,000人、100万人超を維持するというのを推計としております。

18ページ以降については、今まで説明をしなかったところですが、県を8地域に分けて、それぞれの地域ごとの推計を提示しております。

これは以前の計画にもありました項目でございます。8地域ごとに、県としては各市町村別に細々ではなく、地域別に大きくくりで推計値を出しております。

それぞれの地域ごとに推計が見れるところではありますけれども、中を見ますとやはり南那珂や、西臼杵についてなかなか厳しい数値が出ているのが見受けられます。

これについてはきっちりと今後の地方創生の中で、それぞれ各市町村が人口ビジョン総合戦略を立てられますので、そこと連動しながら地域の活力が落ちないように努力をしていかなければならないと考えております。

推計については以上でございます。

26ページから第3節、宮崎県の特性ということで、強みの部分を踏まえまして本県の特性を書いております。これにつきましても、ほとんど同じような記載になっています。地理的特性でありますとか、自然環境、生活環境、そして産業、エネルギー等を書いております。

ただ、例えば26ページの一番最初の項目、地理的特性の中で、右下になりますけれども、平成26年3月に東九州自動車道の開通でありますとか、そういう新しいデータをそれぞれに追加をしているところがございます。またごらんいただければと思っております。

35ページからが第2章、基本目標と目指す将来像でございます。

これにつきましても、これまで御説明申し上げておるとおり、当然、長期ビジョンですので基本目標については変えない、目指す将来像についても変えないということで、「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」を基本目標として、それぞれ人・くらし・産業で、それぞれの目指すべき社会像を書いております。これについてはぶれないということで変えておりません。

その後の41ページ、県づくりの基本姿勢につきましても、今の時代認識に基づきまして、経済拡大を前提とした社会・価値観からの転換や

県内分権の推進と住民主体の地域経営、人財の育成——大事なところ、全部ほとんど変わりがありませんので、押さえているところでございます。

社会基盤の整備、地域資源を生かした魅力づくり、そしてアジアという部分。

ただ、7番のところを追加をさせていただいたところであります。先ほどの時代の潮流で、大規模災害の対策ということを認識として入れましたので、県づくりの基本姿勢においても、「危機事象への対応」ということを明確に打ち出しております。

その次、43ページからが、長期戦略でございます。今回の長期ビジョンの改定の一番の眼目はここでございまして、長期戦略を見直したところでございます。

45ページにその考え方を記しておりますが、最初の「はじめに」のほうで申し上げたことと少し重複いたしますけれども、2つ目の段落のところからであります。今回の総合計画の見直しに当たりましては、フードビジネス、アジア市場の開拓など、成長産業の育成加速化についての成果、そして現行計画策定後に起こった東日本大震災、また2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定など、人々の意識の変化、もしくは社会経済へ大きな影響を及ぼすような出来事も踏まえながら、長期戦略を総合的に見直すことといたしました。

見直す方向性といたしましては、フードビジネス等、成長産業化に力を入れてきたところにさらに力を入れていくという部分、そして成長産業化によって獲得する外貨を県内経済の好循環につなげていく取り組みに力を入れる。そして、経済的豊かさだけではなくて、お金に変えられない豊かさとのバランスをとっていくとい

う部分で、新しい「ゆたかさ」を実感できる土壌づくりということで、文化スポーツ、地域への誇り、愛着の醸成等を強目に打ち出しているところでございます。

2030年に向けた長期戦略について、そういう観点で改定をいたしまして、46ページに一覧を掲げておりますけれども、戦略1、人口問題戦略、戦略2、人財育成戦略、戦略3、産業成長戦略、戦略4、地域経済循環戦略、戦略5、観光再生おもてなし戦略、戦略6、文化スポーツ振興戦略、戦略7、いきいき共生社会戦略、そして戦略8、危機管理強化戦略ということで、それぞれ人口問題、グローバル化、資源・環境問題、そして危機対応という長期的視点に基づく8つの戦略に編み直したところでございます。

その中身でございますが、48ページ目から記載しております。

簡単にさわりだけ触れさせていただきます。

人口問題戦略につきましては、これまで少子化対策、若者活躍という形で書いてきたところでありまして、改めて人口問題という形でくくりまして、地方創生の流れとも符合させまして、少子化対策、そして若年層の流出の抑制、移住の促進等を掲げております。

人財育成戦略につきましては、将来世代の育成促進や、産業を担う人財、地域を担う人財の育成、そして人口減少社会の中にあって、活力を維持していくための全員参加型社会の実現等を内容としているところでございます。

産業成長戦略につきましては、これまで取り組んできました成長産業の育成加速化をさらに進めること、特に農林水産業の成長産業化の部分、そしてその産業の成長化を支えるための交通物流ネットワークの整備や、物流コストの低コスト化、そしてグローバル化を掲げておりま

す。

戦略4、地域経済循環戦略につきましては、県内の地域を担う中核的な企業、中小企業等を含めながら、その中核的な企業の連携強化や取引拡大で振興していく。またコミュニティビジネス等、地域の資源や人財を生かす取り組み、再生可能エネルギー関連産業等を地域に根差して、地域の経済を回すべく取り組む施策をまとめております。

戦略5の観光再生おもてなし戦略につきましては、オリンピックおもてなしプロジェクト等に伴いまして、改めて魅力ある観光地づくり、またスポーツランドの魅力向上、そして今取り組んでおりますMICEに関して記載をしております。

戦略6、文化スポーツ振興戦略につきましては、先ほど申しましたように、ふるさとへの誇りや郷土愛を育てるというところに着目しまして、文化的な土壌を育てる取り組みや、地域の誇り、お祭り等、文化、伝統芸能等を通じた魅力の向上、スポーツ人財の育成、また生涯スポーツの参加等、スポーツ文化の維持、浸透等を記載しております。

めぐりまして50ページになりますけれども、戦略7、いきいき共生社会戦略につきましては、健康で安心して人が暮らせる、そして豊かな自然や周りの人たちと多様なかわり合いのもとで共生していける地域社会の構築ということで、少し福祉、保健、医療等も含みながら、幅広く書いております。

それぞれの集落機能の集約化、もしくはその機能を補完する取り組みや、NPO等、多様な主体が公共サービスの担い手として活動できるような環境整備、また心身の健康づくり、環境対応型の低炭素社会の実現等、幅広くまとめて

おります。

最後の危機管理強化戦略については、危機事象対応ということで、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策や、人に対する危機事象ということでインフルエンザ等の感染症対策、また家畜伝染病等に対する防疫対策まで、ここに含めて記載をしているところでございます。

以上が今回の8つの戦略の中身でございます。

59ページのほうに、今回の戦略の目標の解説を載せております。それぞれに目指す戦略目標——2030年の目標値ということで頑張っていくということを考えております。

それぞれ見ていただきますと、最初に申し上げたように、本県の総人口を100万人以上、合計特殊出生率2.07という非常に高い目標値を掲げておりますし、産業の部分にいたしましても、例えば3番目の一番下の輸出額1,630億や、その下の県際収支の10%改善——現況値は6,330億円のマイナスを、そのうち10%改善するという非常に高い目標値を掲げております。

2030年までの目標値でございまして、実際これを今後4年間でどうするかについては、アクションプラン等でまた議論をしていきたいと考えております。ただ、高い目標値を掲げて頑張っていくということを、この計画に定めてまいりたいと考えております。

その後、61ページからは分野別施策ということで、人づくり、くらしづくり、産業づくりごとに、それぞれ県行政としてやるべきところをきっちりまとめさせていただいています。これも現時点で必要な施策について、さまざま見直しを入れております。

中身につきましては、ちょっと非常に細かいところに入りますので、説明は割愛させていただきます。説明は以上でございます。

○奥野総合交通課長 続きまして、委員会資料の11ページをお願いします。

宮崎—香港線の就航イベントについて御説明いたします。

まず、1の概要ですが、この香港線につきましては、12月または来年の2月の就航を目指しておりましたが、香港航空のほうから、ライセンスの取得時期の関係もあり、来年の3月28日、土曜日の就航で調整していると連絡があったところでございます。

その就航を前に、香港における本県のさらなる知名度向上を図るため、現地におきまして本県PRに関するプロモーション活動を行うものがございます。

2の日時・場所ですが、12月11日に、香港のホテルで予定しております。

3ですが、香港の旅行会社あるいはマスコミ関係者などを多数招待したいと考えております。

4の主な内容ですが、香港航空からも出席いただきまして、就航日の発表を兼ねた挨拶や、県のPRレセプション、また県産品の立食パーティーなどを予定しているところがございます。

最後に5ですが、県の関係の各部局を初め、観光コンベンション協会あるいは民間企業の方々にも参加を予定しております。説明は以上でございます。

○石崎中山間・地域政策課長 委員会資料の12ページをお開きください。

宮崎県中山間地域振興計画の改定骨子(案)についてであります。

本計画につきましては、今年度、計画期間の最終年度を迎えており、引き続き中山間地域における課題に取り組むとともに、今後も各種の振興施策をさらに推進する必要があることから、現在、改定作業を進めているところであります。

本日は改定に当たりまして、これまで行ってまいりました調査等の結果の概要と改定計画の骨子(案)について御説明させていただきます。

まず1、計画改定の視点であります。9月に立ち上げられた、まち・ひと・しごと創生本部を中心とする国の地方創生に向けた動き、あるいは県の総合計画の改定の状況、さらには県内各地域の御意見等を踏まえた上で、「人口減少対策」、「地域の絆の構築と暮らしの確保」という大きく2つの視点から現行計画を見直し、平成27年度から平成30年度までの4年間に取り組んでいくための新たな計画を策定したいと考えております。

次に、改定計画の骨子(案)であります。御説明の前に、これまで中山間・地域政策課で行ってまいりました県内各地域の現状や課題及び意見を収集するための調査等の結果につきまして、その概要を御説明させていただきたいと思っております。

委員会資料の14ページをお開きください。

計画改定に向けて実施した調査等における主な意見等がございます。

中山間・地域政策課では、今回、改定作業を行うに当たりまして、中山間地域以外の3町も含めました県内全26市町村との意見交換や集落の状況に関する調査、また県内7地域に設置しております中山間地域振興協議会との意見交換、さらには実際の集落の方々との座談会等を実施してきているところがございます。

それらの調査等を通じていただきました御意見の主なものを、後ほど御説明いたします骨子(案)の体系に沿ってまとめたものがございます。

まず1でございますが、(1)の農林水産業の振興に関しましては、担い手の確保あるいは生

活していくことのできる収入の確保等に関する御意見を多くいただいているところでございます。

また、(2)の新たな産業の創出等では、雇用や就労の場の確保、また本県が持つ資源や素材の活用をすべきといった御意見があったところでございます。

さらに(3)の鳥獣被害対策につきましては、いまだ県内各地域で被害が見られ、地域の方々からも引き続き対策を強く望む声をいただいております。

また、(4)の地域経済循環の促進という点では、やはりそういった経済循環といった考え方、仕組みを取り入れていくことの必要性につきまして、御意見をいただいております。

次に、15ページをごらんください。

2の(1)子育て支援の関係で、やはり中山間地域で子供を産み育てるための取り組みや支援に関する御意見等をいただいております。

また、(2)の教育の関係では、教育環境や学校のあり方、さらには進学に伴う子供や親への負担等に関する御意見が寄せられたところでございます。

そして、(3)(4)は、移住・定住に関するものでございますけれども、移住希望者への情報提供やPRの仕方、さらには受け入れに当たっての体制や環境づくり等について、御意見をいただいております。

次の3につきましては、集落対策等に関する内容でございますが、まずはやはり集落の住民みずからが考えることの大事さ、また集落住民への支援、地域同士の交流や連携の必要性、集落の現状や今後に対する懸念等々、その対策についてさまざまな御意見をいただいております。

また、次の16ページにかけては、集落の担い

手となる人財の育成・誘致等について御意見があったところでございます。

そして、4では中山間地域での暮らしにかかわる内容で、医療や福祉、交通や買い物、災害等への対策の必要性について、さまざまな御意見をいただいております。

それでは、これらの調査結果等も踏まえた上で検討いたしました改定計画の骨子(案)について御説明いたします。

戻りまして12ページをごらんください。

まず、2の計画改定骨子(案)とございますけれども、まず第1章におきまして、改定の趣旨等について記載することとしております。

続く第2章におきましては、現行計画のもと取り組んでまいりました各種対策の状況や、中山間地域を取り巻く現状と課題等について整理をいたします。

そして、次の第3章、計画編におきまして、まず第1節、計画の目標であります。中山間地域の現状に鑑みまして、現行計画に引き続き持続可能な中山間地域づくりを目標として掲げたいと考えております。

次に、第2節、施策展開の基本的な考え方でございますけれども、改定計画におきましては、人口減少対策を中山間地域において取り組むべき最優先課題として位置づけた上で、4つの重点施策に取り組む柱立てとなっております。

第3節、重点施策でございますが、まず1本目の柱が「仕事がある中山間地域づくり」であります。

人口減少対策に取り組むに当たり、中山間地域で安心して働くことができる環境づくりを意識した産業振興に取り組むとともに、地域経済循環の促進につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2の「子育て環境等の整備と移住・定住の促進」であります。

人口の自然増対策としまして、中山間地域で安心して出産・子育てしやすい環境づくり等に取り組むとともに、社会増対策の一つとして、移住・定住についてもより対策を強化して取り組んでまいりたいと考えております。

13ページをごらんください。

3、「集落の維持・活性化と新たな絆の創造」であります。

ここでは集落住民の主体的かつ意欲的な取り組みや、都市部との交流あるいは集落相互の交流といった地域間連携の支援、また小規模・高齢化した集落への対策、さらにはそうした活動を支える人財の育成や誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

そして、最後の柱が4、「安全・安心な暮らしの確保」であります。

医療や福祉、交通や買い物、さらには災害等、中山間地域で安全に、そして安心して暮らす上での基礎となる生活機能の維持・整備等に取り組んでまいりたいと考えております。

第4節では中山間地域をみんなで支える県民運動について、第5節では計画の推進に当たっての役割や体制について、それぞれ記載したいと考えております。

最後に、3、計画改定のスケジュールではありますが、年が明けまして平成27年1月の閉会中の総務政策常任委員会で、計画の素案を御報告させていただき、2月以降、中山間地域振興協議会や市町村等との意見交換、またパブリックコメント等を実施した上で、最終的に来年6月の定例県議会に計画案を上程させていただきたいと考えております。

中山間地域振興計画の改定骨子(案)につい

ては以上でございます。

次に、委員会資料の18ページをお開きください。

祖母傾山系周辺地域での大分県と連携したユネスコエコパーク登録への取り組みについてであります。

この取り組みは、宮崎、大分両県にまたがる祖母傾山系周辺地域について、本県の関係3市町とともに大分県及び大分県の関係3市と連携し、ユネスコエコパーク登録を目指すというものであります。

次に、ユネスコエコパークの概要であります。生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的として、1976年にユネスコが開始した制度で、自然環境の保護・保全を行う核心地域やこれを保護するための緩衝地域、人と自然が共生する移行地域という3つの区域を設定して、各種取り組みを行っていくものでございます。

委員会資料の19ページ、上段に各区域のイメージ図を載せてございます。

また、下段のほうは、現在この地域での国有林の森林生態系保護地域の地図でございますが、これがある程度、区域設定のイメージとなるかと考えているところでございます。

ユネスコエコパークにつきましては、国内では本県の綾ユネスコエコパークを含めて7カ所が登録されているところでございます。

次に、祖母傾山系周辺地域の特徴であります。祖母山、傾山、大崩山の山頂付近を中心に原始的な天然林が相当数まとまっており、比較的暖かい地域に見られるアカガシなどの照葉樹林から、比較的寒い地域に見られるブナ林、中間的な性格を持ったモミ・ツガ林などの幅広い植生が見られるほか、ニホンカモシカやオオムラサキなども生息しております。

また、低山部には美しい溪谷があり、中高山部には花崗岩の断崖が多く見られることなどもあり、以前から登山が盛んなほか、日之影町ではこうした特徴を生かした森林セラピーなども行われております。

今回の取り組みによる効果としましては、まずはこうした取り組みを行うことにより、地域資源が再認識され、知名度が上がることなどによって、交流人口の増加や地域住民、次世代の誇りの醸成が図られるとともに、世界ブランドへの登録を目指す他の取り組みとあわせ、宮崎の魅力の国内外への発信ができるものと考えております。

さらに、東九州自動車道の全線開通を控え、大分県側と連携して取り組むことにより、両県の地域間の交流が一層活発になり、広域での観光ルートの形成にもつなげていきたいと考えております。

今後の展開でございますが、まずは宮崎、大分両県での推進体制を構築し、連携を図りながら検討を進めていき、早ければ平成27年度中にも申請書の提出を目指したいと考えております。

ユネスコエコパークにつきましては、以上でございます。

最後に、資料はございませんが、1点だけ御報告させていただきます。

地域おこし協力隊についてでございます。

本日、えびの市の地域おこし協力隊員が大麻所持の疑いで逮捕された旨の報道がございました。このことにつきましては、昨日の夕方、えびの市から県に一報があったところでございますが、現在、警察で捜査が行われており、えびの市が事実確認を行っているところでございます。

9月30日にも、別の地域おこし協力隊員が大

麻取締法違反で逮捕されており、県といたしましても、えびの市に事実確認を行い、速やかに国に対して報告するとともに、10月3日付で、地域おこし協力隊を設置している市町村、設置を予定されている市町村に対して、地域おこし協力隊員に対する指導の徹底について、文書で要請したところでございました。

地域おこし協力隊は、人口減少対策の一つとして、県としても積極的に導入を促進しようとしているものでございますが、このような中、今回事件が起きたことは大変残念でございます。

県といたしましては、改めて地域おこし協力隊員に対する指導の徹底を図るよう、市町村に要請してまいりたいと考えております。以上でございます。

○黒木フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課から、フードビジネス人材育成プログラムの実施について御説明いたします。

委員会資料の20ページをお開きください。

1の目的にあります。フードビジネス振興構想を推進する体系的な施策の一つとして、フードビジネスを支える人材の育成を図るため、今年度フードビジネス人材育成プログラムを実施いたします。

2の事業概要にあります。今回の人材育成プログラム、通称を「みやざきフードビジネスアカデミー」としており、県内のフードビジネス関連事業者を対象に、その成長段階やターゲットとする市場、課題等に応じまして、経営マネジメント、販路開拓、商品ブラッシュアップの3つの分野に関する実践的な長期セミナーを行うものです。

まず①実施時期につきましては、ことし9月から先行して実施しているコースが1つありまして、その他のコースにつきましては、今月か

ら順次スタートし、来年度末まで実施いたします。各コースの講座は3回から10回程度開催いたします。そして、これを来年度末までにおおむね2度行います。

また、一部コースは県内3地区で開催するものもあります。

②実施コースにつきましては、全部で12コースを予定しており、受講料は無料です。対象者は食品製造業、小売業、サービス業、そして農林水産事業者等となっており、募集人員は総計で550人程度を予定しております。

事業費は2年間の総額で1億8,964万8,000円であり、財源として国の2事業を活用するものであります。

事業の実施につきましては、富士通株式会社に委託して行います。

続いて、資料の21ページをごらんください。

人材育成プログラムの概要を補足説明した資料です。フードビジネスの推進を図るため、これまでページ上段、左側にありますように、産学官による推進体制づくりや相談ステーションやオープンラボの設置などにより、フードビジネスを支援するシステムを整備してまいりました。

一方で、その右側にありますように、10のテーマに基づくプロジェクトを推進してきたところ です。

こうした中で、その下にありますように、フードビジネスを支える人材育成について、事業者の成長段階や目的に応じた人材育成、実践的な学びの場の提供と事業者間のネットワークづくりという視点から、新たに事業展開を図ることとしたものが今回の人材育成プログラムであります。

また、この取り組みは、このページ右端にあ

りますように、本県の今年度の重点施策である「人財づくり」の具体的な取り組みでもあります。

プログラムの内容は大きく3つの分野に分かれます。

1つは、成長段階等に応じた経営マネジメントプログラムであり、①にあるとおり経営初心者を対象に、事業経営のための基本的な知識の習得とスキルアップを目指す「ケースで学ぶ経営丸わかり講座」を初め、3コースを予定しております。

2つ目は、その下にあります地域や目的別販路開拓・拡大プログラムであり、④にございますが、福岡地区のスーパーマーケット等をターゲットとした実践的な営業展開講座等を行う「福岡・量販店販路開拓実践塾」を初め、4コースを予定しております。

なお、この福岡塾につきましては、別添の資料2として、具体的な内容を紹介したチラシを配付しておりますので、後ほどごらんください。

3つ目は、商品力・サービス向上プログラムであり、⑧にあるとおりサービス提供事業者のおもてなし接客力の向上を図る「本気で目指す！高感度おもてなし力獲得プログラム」を初め、5コースを予定しております。

今回の人材育成プログラムの実施に当たりましては、昨年度よりフードビジネスの振興に取り組む、経営者の方々と折々に話し合い、また相談ステーションにおいて、さまざまな相談に対応する中で、創業や事業承継あるいは販路開拓や商品力向上、こういった企業の成長段階や目的に応じた課題があると。そしてそうした課題等の解決のために人材育成が必要と考えたことによるものであります。

産業づくりには、それを支える人づくりが不可欠であるという考えから、フードビジネスを

支える人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

フードビジネス推進課の説明は以上でありませぬ。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他の報告事項に関して、質疑はありませんか。

○井本委員 未来みやぎき創造プランなのだが、よくできているなという感じはするのだけれども、宮崎はやっぱり自殺者が多いよね。これについての対策とかは、どういうところでやろうとしているのかなと。その辺はどうなのかな。

○井手総合政策課長 自殺者が多いという非常にネガティブなデータがございます。

今、皆さんにお配りしています資料1のほうの86ページ見ていただけますでしょうか。分野別施策の中の「くらしづくり」のところがございます。

「くらしづくり」のB-1-(2)、「みんな支え合う福祉社会の推進」の中の5番目のところがございます。

「自殺のない地域社会づくり」ということで、まさに委員おっしゃるとおり問題意識持っておりまして、今までここの施策の基本的方向性の部分で掲げてなかったところがございます。

今回の改定で、改めてきっちりここに掲げまして、取り組みをしていくという方向性を打ち出しているところがございます。しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○井本委員 それから、中山間地域振興計画について、里山資本主義でもあるように、帰ってきたくて、田舎で仕事を見つけてやるのだけれども、自分たちの生活は何とかなるのだけれども、やっぱり子供の教育というか、どうしても子供が大

学に行きたいと言ったときに、そんな金があるのかという話になる。自分の人生は自分の人生で何とかなるが、子供の人生まで巻き込まないといけないわけだからね。

そのとき、日本の場合には本当にこの辺が充実していないというか、ほかの先進国は大学とかは、全部、国が面倒を見ますよね。

私は、その辺を本当に充実させないと、地元の田舎のほうに安心して帰ってこれないということになるのではないのか。OECDの中でも教育に使っている金が最低でしょう。私は、この辺もやっぱり国に対して、もっと出さないとおかしいのではないかということをお願いすべきではないのかなと思うが、どうでしょうか。

○井手総合政策課長 委員おっしゃるとおり、地方創生の中で一番の大きな課題ということで、地方に人を残すときに、大都市との教育環境の格差という部分が非常に大きいかと思えます。

したがって、今回、国に対して提言しました「みやぎモデル」の中でも、地方の人材づくりに対して、国がもう少し支援をしてくれということで、また九州地方知事会でもそういう奨学金制度を、九州に残る子供たちに対する保障——返還の負担を少なくする奨学金制度の創出をしてはどうかということ、今、議論をしているところでございまして、その方向で国に対しての提言をやっていこうと思っております。

○井本委員 本当、この大きなシステムが、結局は充実してない。我々地方が一生懸命やっても、そこが抜けていたら絶対にできないと思うのです。

ひとつ、その辺を強烈に。部長、国から来ているわけだから。

○橋本総合政策部長 仕事で宮崎に来ておりま

すが、私自身、東京に住んでいた感覚からいって、基本的に所得が低いという言われ方をしますが、一方で生活費も安いというメリットはあります。

あとは通勤時間が短いとか、そういうところで大変なメリットがあると。

ただ、そういう意味では収入と支出の両建てで見る必要があるだろうと。例えば、東京ですと駐車場代は1台当たり3万5,000円とかするのが普通でございますので、そういう費用はかからないと。そういう意味では可処分所得は必ずしもそんなに低くないと。

ただ、議論をしたときに、やはり困る点が2点ありまして、一つは公定価格。例えば医療費とか全国一律の値段というものは、所得が低いと相対的に高く負担しなければいけないという面がございます。

もう一つは、今、御指摘ありましたような教育費でございます。これはやはり所得の低い人が、例えば東京にお子様を大学進学させようとすると、そもそも高い物価のところ、さらに東京在住の人は要らない下宿代まで負担して出さなければいけないと。一方で東京近辺、首都圏に44%ぐらいの大学入学定数があるということ——これは首都圏にいる18歳人口のシェアより15ポイントぐらい高い数字でございますので、この段階は強制的に若者を吸収する、かつ経済的負担は地域の方が非常に困っているという現状があるというのは、先ほど課長が御答弁申し上げましたように、国に対して訴えたところでございます。

やはり、今、本当に教育機会に格差が出るのではないかという懸念も強く持っておるところでございますし、理想論としては、地域で人材育成をして、それが地域の雇用と密接に結びつ

く必要があるだろうと。

その教育機会プラス雇用の機会、これを目指すべきだろうという認識は持っております。

ただ、これは、問題意識は持つにしても、それに対する解決策というのは、御指摘のように例えば大学の定員の問題、国立の高専とかは国の所管でございまして——実は今までこの教育分野というのは、地方財政というのは余りやってなかった、所管としてはやっていないというところがございまして、どれだけ地域の知恵を出せるのかというのは、今、限界がある状況でございます。大きな問題提起については国に対してもしっかりと訴えてまいりたいと思っておりますし、今、この地方創生という旗印が掲げられているのは、そのチャンスだと思って積極的に発信してまいりたいと思っております。

○井本委員 そう言われるのですが、地方創生と言うなら、その辺もしっかりやらないと。我々頑張ったって、それはもう限界が決まっておるわけだから、よろしく願います。

そして、このアンケート、主な意見等の概要の中にも若い世代を呼び込むというところで、清山議員が何か言ってましたよね。何か食い違いがあるとか。あれはどういうことなのかね。

○橋本総合政策部長 本会議の議論でございましたので、私なりの理解ということになりますが、清山議員と御議論させていただく機会も、担当も含めてありますけれども、我々が今ここで掲げている方向性——地方創生で国に対して訴えたものは、やはり宮崎の優位性を生かした雇用をつくりたいという意味では、やはり第1次産業、農林水産業を核として、ただその1次産業のみならず、2次、3次まで関係するフードビジネスを例示しておりますけれども、こういうものでやはり宮崎というのは外貨を獲得し

ていこうという方向性を打ち出しております。

その一方で、清山議員の御指摘としましては、そういう1次産業を核としたという政策が、本当に、今の高校を卒業されて東京に進学される方、ないしは高校を卒業して就職される方、大学を卒業されて就職される今の若者のニーズにマッチしているかどうかというの、しっかり検証すべきではないかということだったと理解しております。

すなわち、例えば東京で商社に就職された方がいたとき、要するにサービス関連業とか、2次、3次産業に勤務されている方の声を聞いた上で、そのような政策を打ち出しているかどうかというのに対する指摘だったと理解しております。

ただ、これは非常に難しい問題で、答えが必ずしもなかなかないというところ、どういう産業を伸ばせば宮崎がよくなるのかというのに対して——エビデンスという言い方を議員はおっしゃっておりますけれども、本当にあるのかどうかという、こういう政策を立案するときに、機能的にいろいろな証拠を積み上げて、方向性が出る分野なのか、それともやっぱり大きな方向性を示して、それに向けていろいろな施策を打って結果を出していく演繹的なアプローチなのか、両方のアプローチあると思います。ただ我々としてはやはり宮崎の強みに立脚した産業でない限り、また別の新たな地域間競争になったときに、宮崎の優位性は発揮できないのではないかということで、やはり1次産業を核としたという打ち出しをしております。

ただ一方で、やはりそういう実際の生の声を聞く努力は必要であろうということで、それはちょっと工夫してまいりたいと御答弁させていただいたところでございます。

○井本委員 最後に、フードビジネスのところですが、このプログラムは国の財源がほとんどですよね。この場合は緊急雇用創出事業臨時特例基金と戦略産業雇用創出プロジェクト事業補助金と書いてあるのだが、何度も言うように、もう日本中どこもかしこもこのフードビジネスばかり言っているわけです。みんなが一緒にこの競争して、結局どこかが下がればどこかが上がるということをやっている。この前も言ったように、やっぱりデンマークみたいにいい製品を高く外国で買ってもらうということになれば、恐らく日本自体が上がるわけです。

限られたパイをお互いに分捕り合戦やっている。競争すればもちろんその製品の質も上がってくるだろうという気もしますが、その辺の狙いというのはあるのかなと思って。どうだろうか。

○黒木フードビジネス推進課長 我が県だけでなく、他県においてもそういう取り組みはされている状況の中で、ただどうしても競争力を高めていく必要はございますので、フードビジネスに関連する事業者のスキルアップのために、こうした人材づくりに取り組むわけであります。

そうした中で、先ほど限られたパイの中でのいうお話もございましたが、この中には台湾塾や、来年のミラノ国際博覧会を控えた中で、EU進出を図る企業を育てるためのEU塾、そういった視点も持って私ども取り組んでおります。そういった形で今後とも人材の育成には取り組んでまいりたいと考えておるところです。

○井本委員 わかりました。

○坂口委員 関連して。まずさっきの「人財づくり」の中の教育の奨学資金について、一つは今言われたように具体的に提言の中に盛り込まれたかわからないのですが、給付型、それか

ら出世払い型、ここらがないと出口が見えない中でそれを借りて、真面目に考えれば、返す担保が何なのかとなったとき、全く未知の世界で、そのところで真剣に考えればひとつ臆病にならざるを得ない点があります。

時代が随分違うけれど、僕の場合もそれを体験したのですが、例えば海上保安大とか防衛大とかいうところを目指せば、月に8,000円、給料までいただけていました。

ただ、自分の経済状況を考えたときに、それ以上の宿題を背負ったときに、そういったものがもう限界——今はもうないかもわからないですけど、さまざまな事情を持っていて、そしてそこで断念せざるを得ないっていうのは、たくさんあると思うのです。

だから、今回のこの地方創生の中で、こういうチャンスは二度と来ないと思っていいぐらい、ある意味、地方の知恵次第で好機、節目だと思うのです。ここに具体的にそういう事例をどれだけ織り込み切れるかというのと、それが確実にこうだという検証をやった結果での将来の見通しというか、自分らが責任を持つという成果というものを、そこにセットでどう入れ切れるかというのが一つポイントになるのかなという気がします。

そういったことを念頭に置きながら、これに臨んでほしいということを要望として言っておきます。また今の井本委員の質問に関連してですが、宮崎の特性を生かしてやっていくということも当然だと思うのです。

その一つが、宮崎の農業をベースにしてのフードビジネスも当然だと思うのですが、本当に宮崎の特性は農業なんだと、やっぱり宮崎は農業が優秀なんだということを本当に思っておられるかどうか。一般質問でもやったけど、農業

の技術といった条件もたくさん持ってるのですよ。また、今度はそういった自分の経営の、農家の技術力とかそういった自己の条件じゃなくて、自然環境も恵まれている。

それらのおかげで、今どういうことかというところ、例えば年間の新規就農者を見ると、宮崎は個人経営が150ぐらい、法人の雇用、新規参入が150ぐらいで300ぐらいです。

鹿児島、熊本はそれのちょうど倍ぐらいなのです。それは何かというと、これからの底力をつけることを今やっているところで、本当に宮崎の農業というのは、フードビジネスをベースに判断された農業が優秀だとか、それだけのものを持っているんだということだったら、これはやっぱりちょっと真剣にここを証左して行って、農政と連携を図っていかないといけないと思うのです。

全体の産業を盛り上げよう、もうかる農業につなげよう、だから1次、2次、3次ともことごとくやっぱり豊かになっていこうというのが、一つ。このフードビジネス、農家だけで自己完結やろうというのが6次産業。どちらもなのですが、いかに還元システムがあるかといったときに、海外に市場を開拓してパイをふやすというのも一つの方法としてわかるのですが、国内の中で競争していくと、井本委員言ったように、よそのパイを取り上げて、またとられることを防がざるを得ない努力っていうと、やっぱり価格競争、具体的には価格競争なんです。それでは、やっぱりだめだと思うのです。

本会議で、前、井本委員が一般質問で取り上げたように、「かんでんばば」ですか、伊那食品工業ですか、あそこは何かというと価格競争を避けてるのです。自分のところでコスト削減なり、何なりして利益を得るということをやって

いつてる。

だから、そういうやり方で、人口が減少して消費する量が減少傾向の中にあって、そこで金額、経済をどう膨張させるかという、もう利益を確保していくしかないのです。利益を積み上げていく、それによってGDPを上げていくという方法。

それと、本当に全国が競争していく中で、我が社の製品の利益というものを上げて、それでその売り上げを伸ばしていくという、そこへの挑戦というぐらい、これは慎重にかかっていかないと。ほかとの競争で今まで従来どおりでいいものをつくって、そこのパイを取り上げるという競争とは違うものですから、なかなか難しいと思うけれど、今のこの人財、人づくりのさまざまな行程に合った、あるいはそのエリアごとに幾つもの人財をつくられるというのは、これは本当に一番必要なことかなと思うのです。

だから、極端に言ったら、地域を今度リードして行って、地域でこういったものをつくり上げてくれるような人財づくりに、僕は何億投資しても構わないと思うのです。その人が次の世代をしっかりした、やっぱり世界に冠たる宮崎のフードビジネスというものを構築してくれる人になればですね。

だから、ぜひこれは思い切って、やっぱり人づくりはつくり上げるまでやってほしいと。そういう意気込みを部長から聞きたいのですが。

○橋本総合政策部長 御指摘のように、やはり「言うに易く行うは難し」の部分がありまして、産地間競争とか、今、農政のほうでも産地づくり、その産地はどの品目でどうつくっていくのかというのを、非常に知恵を絞っていただいているところがございます。かつそれをどう付加価値を対外的に説明して、しっかりと川上まで

稼げる農業にするかというのは大きな課題だと思います。

あと、もう一つは、その観点のとき、やはり物流というものが非常に大きな課題です。国内での消費地に届けるコストがさらにかかりますので、それを踏まえた上で、さらに市場に評価してもらえる産地づくりというのは大事だと思っています。

その際には、御指摘のように、先立つものは人財ということで、これは、たまたまといいますか、いいタイミングで補助金等頂きましたので、こういう取り組みを、アンテナ高く、厳しい財政事情ですけれども、極力、財源をあちらこちら探しながら、この「人財づくり」——これはもう知事が「人財づくり」を大きな課題として掲げておりますので、精いっぱい頑張りたいと思います。

○坂口委員 やっぱりそれが一つだと思うのです。

フードビジネスといえば、農家が栽培されているところからスタートしましたね。

でも、もっと前、それは何かというと、やっぱり品種の patents だと思うのです。世界中からどういった原種登録を宮崎が持つかということです。宮崎は機能性を生かそうという方向でおられるわけです。だから、機能性がすぐれた農産物なり、あるいは海産物も入れていいかもしれない。こういうのはやっぱり環境が独特なところ、例えば高山とか、それから極寒の地、そして逆に熱帯の地、僕はそういったところの原種が、どういう機能性を含んでいて、それは宮崎に合うというようなものから、農政としてしっかりやっていかないと。これはもう日本全国が競争に入っていくのです。

そのとき、確実に元方から出口まで押さえて

おき、我が社は価格競争しなくても我が社しかつukれないというものをやっていかないと。なかなか人づくりも大切だけど、それだけでもだめ。いいものをつくって宮崎がもたつていれば、それは横からハンティングされますよ。

だから、人をハンティングされないためには、種苗をハンティングしておくとか、例えばもうバクテリアや微生物あたりまでハンティングしていくとか。やっぱりこれはそういう競争だと思のです。ぜひ、総力を挙げて取り組んでいただきたい。

○有岡委員 今、坂口委員や井本委員がおっしゃった関係でちょっとお話を伺いたと思います。地域に仕事をつくっていくというお話がありまして、例えばきょう、大分で耕作放棄地に牛を30頭放牧して、それを1,000頭まで広げたい。それで若い人たちが帰ってくるというお話があったのです。

そういったアイデアを行政主導でいくのではなくて、本来はこのアンケート、この中にこういったことをやりたいという声が上がってくるシステムが欲しいと思うのですが、そこら辺の仕掛けというか、人が育って、こういうことを地域でやってみたいという、座談会等でのそこら辺の声は上がってこないのか。いろんな情報を皆さん持っていらっしゃるのではないかと思うのですが、そこら辺の、中山間地域の発展のための仕掛けというのは、いかなものなのでしょう。

○石崎中山間・地域政策課長 座談会等の中で、いろいろと御意見をお伺いいたしました。

例えば、農業関係であれば、これは若手の農業者の方ですけれども、自分たちは農業大学校などで、育てる技術等については学んできた。ただ、やはり経営を知りたいということで、そ

ういう場が欲しいといった御意見。あと、今、国を中心として農業政策も大きく変わってきておりますが、特に山間部では、地理的な条件からなかなか大規模化というのは難しいので、もっと自分たちの耕作地に合った作物の導入指導等をしてほしいといったような御意見等もいただいたところでございます。

今回、その大規模なアンケートは、そういうアイデアを発掘するという観点でやったものではございませんでした。集落の課題等を発掘するというのでやったものでございますけれども、今後、例えば中山間地域振興協議会等でも、来年度はその計画を具体的にどう実施していくかということを協議することになりますので、そういった場も活用しながら、そうしたアイデアを発掘して、具体化につなげていけるようなことをやっていきたいと考えております。

○有岡委員 どうぞ、地方創生という国の動き、もうアイデア勝負だということですから、現場のアイデアもまた出てくるといいなと思っております。

それと、もう一点。長期ビジョンについてお尋ねいたしますが、資料の41ページにございます県の基本姿勢ということで、目標や目的というのはよくわかりました。

それをどう実現するかという視点で、先日、民間の方とお話ししましたら、自分たちで東京とか大阪へPRを打っているが、県も一緒にやったらどうかという声があったのです。

そういう意味では民間とのタイアップ、民間の協力を得るという——ここで言いますとPPPとかPFI、こういったものが出てくるのかと思うのです。実際にこういう手法を具体的にやろうという現状はあるのかどうか。そこら辺の現状をお尋ねしたいと思います。

○井手総合政策課長 資料1、41ページの、住民主体の地域経営の中で記載しておりますけど、おっしゃるとおり、例えばPPP、PFIというところで、官民の共同連携による事業の構築というところだと思います。

これにつきましては、実はPPP、PFI、総合政策課が所管をしております、それぞれ毎年度いろんなセミナー等に参加させていただき、また県内の事業者の方々とも意見交換をしているところでございます。

できるだけそういう取り組みを今後も進めてまいりたいと思っておりますが、なかなか、現状の宮崎県内としては、そういう事業に取り組む事業者の方が出てきていないところでございます。

県財政の効率化にもつながるところでございますので、引き続き意識啓発と新たな取り組みについて、セミナー等を開催していきたいと思っております。

○有岡委員 どうもありがとうございます。

○十屋委員 中山間地域振興計画が改定されるのですが、過疎法との関係はどうなのですか。

○石崎中山間・地域政策課長 過疎法については、近年、改正されまして、今回、山村法が期限切れを迎えるということでございますけれども、山村法は議員立法でございますので、国会においても与党を中心に延長ということの動きがあるということで聞いております。

この中山間地域振興計画との関係でございますが、この中山間地域振興計画に盛られた中身あるいは理念といったものを、例えば過疎であるとか山村であるとか、そういった具体的な計画にのせ、起債等を活用しながら実行していくということでございます。そういう地域5法については、中山間・地域政策課で所管しており

ますけれども、市町村とも連携しながら、十分、各法律の施策等を活用して、振興を進めていきたいと考えております。

○十屋委員 山村法の中で県に入ってくるのが、環境農林かな、どこかで委員会審議を、今からやろうと思うのですが、やはり県も一緒になって、そういう議員立法だからお任せしてるのではなくて。記憶が正しければ74億円だったかな、宮崎県に入ってきたのがなくならないようにということで、議会側としてもそういう動きを今してると思うので、県も一緒になってそういうところ辺もしっかりアピール、要望をしていただきたいと思っております。

○石崎中山間・地域政策課長 県といたしましても、これらの法律に基づく優遇措置等が非常に大切だと考えておりますので、そのような状況を十分フォローしながら、国に対する要望等、全国組織と一緒にやっていきたいと考えております。

○河野副委員長 地域おこし協力隊の件で、非常に今ジレンマに陥って……。自分で質問して推進をお願いしたのですが、その日にちょっと事件が起きまして、きょうまた同じえびので起こっているという中で、やっぱり宮崎のことを考えると、よそから人材が来ていろんな知恵を生かすというのは非常に効果的ではないかなということで提案させていただいたので、それはそれでぜひ推進していただきたいと思うのです。気になるのは、この大麻関係、例えば、ちょっとまだわからないのですが、何か栽培しやすい環境に宮崎はあるのか。前もあったのですが、ALTの方も美郷で何か栽培していたという状況の中で、宮崎のすき間って言ったらおかしいけど、何かそういう環境というのでしょうか、何かちょっと気になる場所なのです。もう一

つ、これは特定してませんので、また所管も違います。例えばケシとか、宮崎に原生しているところとか、結局その材料があればそういうものをつくりやすい環境にあるのかなとか思ったりしています。所管が違うので、ちょっと感想という形で扱ってもらってもいいのですが、いかがでしょうか。

○石崎中山間・地域政策課長 私どもも、今回のえびの市での2例目の事件ということで、非常に残念に思っているところでございます。ただ、大麻ということで、これはもう私個人の知見になりますが、宮崎が特に栽培をしやすいとか、そういうことではないと考えております。

これは薬物対策については、もう全国的な問題であるということでございまして、どの地域ということに限らないと考えております。

今回は、たまたまそれが協力隊員であったということで、恐らく個人の資質の問題と考えておりますけれども、やはり非常勤の特別職という公務員の身分を持つということでございますので、やはり責任を自覚していただいで取り組んでいただくことが大切だろうと考えております。

また、こういう事件を契機にして、協力隊そのもの、あるいは県外から移住してこられる方に対して、ある意味、偏った見方というものが起こるとするのは、非常に懸念しているところでございます。

○田口委員 祖母傾山周辺のエコパークというのを登録に動いていただいて、非常にありがたいのですが、ちょっと違いを教えてください。今、霧島がやっているジオパークとエコパークの違いがよくわからないのですが、もしわかれば教えてください。

○石崎中山間・地域政策課長 違いでございま

すけれども、まずジオパークでございますが、国際的重要性を持つ地形または地質学的な遺産を有し、これらの遺産を地域社会の持続可能な発展に活用していくというのが趣旨でございます。やっぱり地形とか地質というのがメインでございます。

ユネスコエコパークというのは、生態系の保存ということにメインを置いているものでございます。

ただ、保存というよりも、保存とそれを活用して地域の社会を発展させていくという、保存と経済発展の両面を両立させてやっていこうということでございます。

○井手総合政策課長 たまたまではございますが、資料1、総合計画の冊子に用語解説がついてございまして、145ページに、ジオパークという項目を一応上げさせていただいております。

同じように、ユネスコが認定しておりますけれども、エコパークのほうが、どちらかというと自然環境という部分でありまして、ジオパークに関しましては、ここに書いてありますようにどちらかというと地学的な部分、地質現象的なところを主に評価がされております。

したがって、頭に書いてますように、地球活動の遺産——地質でありますとか造山活動とかそういう地球の動きに伴ってできるような現象で残っていくような遺産を、ジオパークのほうでは認定をしていると考えていただければと思います。

○田口委員 わかりました。

○松村委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑もございませんので、次に、請願の審査に移ります。

請願第60号について、執行部からの説明はご

ございませんか。

○菓子野文化文教・国際課長 特にございませ
ん。

○松村委員長 それでは、請願について委員の
皆さんから質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、最後にその他で何か
ございませんか。

○河野副委員長 先ほどちょっと質問し損なっ
たこと、いいですか。

○松村委員長 その他だから、何でもいいです。

○河野副委員長 男女共同参画センターについ
て、このNPO法人みやざき男女共同参画推進
機構というのは、1期目も2期目も採用されて
いるところですか。

○村上生活・協働・男女参画課長 今度4期目
になりますけれども、3期まで指定管理を行っ
ているところです。

○河野副委員長 選定基準、それと配点につい
ては、これは1期、2期、3期、変わってない
ということでしょうか。

○村上生活・協働・男女参画課長 はい、選定
基準・審査項目・配点については変わっており
ません。

○河野副委員長 点数の動きはわかりますか。

平均80点は、4期やっついて高いのかなと思っ
たのですが、さっき十屋委員が2位と50点差し
かないということで。結局、この平均点が80点
というのは、選定される基準を考えると、例え
ば90点とか95点なら、実績が認められてそれだ
けの点数が掲げられるというのは、納得するの
です。この平均80というのが、結構、課題があ
るのではないかなという印象を受けたのですけ
れども、そこらはいかがでしょうか。

○村上生活・協働・男女参画課長 今、手元に

前回、3期目の点数等しかございませんが、前
回は1社しか応募がございませんで、点数が平
均79.2点、今回が80点であります。対抗の団体
が出てきても、余り点数的には差はないとい
うことになっております。

ただ、審査員の意見の中で、やはりマンネリ
化とかにならないような、新しい息吹を吹き込
んでもらいたいというコメントもございました
ので、今後、契約するときには新しい組み
とか、そういう新しい企画というものを重点的
にお願いしていこうとは考えております。

○河野副委員長 私も相談する機関として、非
常に重要視しているところであって、利用させ
てもらっているのです。言葉が悪いかもしれま
せんが、質の高いというか、そういうところで
ぜひお願いしたいということで。平均点見たと
きに、どうなのかなというのがあったもので
から質問させてもらいました。以上です。

○松村委員長 その他でほかございませんか。

今、その他で既に終わった議案について、私
が副委員長の発言を許しましたけれども、この
ことは、この判断がよかったかどうかというの
を自問自答しています。今後の件に関しまして
は、委員の皆様も慎重な質疑等をよろしくお願
い申し上げます。

私も質問したいところでしたけれども、もう
時間もございますので、また改めて個別に質問
させていただきたいと思えます。

それでは、その他の御意見もないようござ
いますので、総合政策部を終了いたします。執
行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時0分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○成合総務部長 総務部でございます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、10月10日付で幹部職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。

総務事務センター課長の中原でございます。

○中原総務事務センター課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

○成合総務部長 それでは、本日、御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により、御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

平成26年度11月補正予算案の概要についてであります。

提出しております予算案は2件でございます。

初めに、議案第1号「平成26年度一般会計補正予算(第3号)」についてであります。

この補正は国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、補正額は一般会計で17億4,055万8,000円の増額であります。

また、この補正による一般会計の歳入財源といたしましては、国庫支出金が6億7,907万円、財産収入が29万6,000円、繰入金が10億2,179万2,000円、県債が3,940万円となっております。

次に、その下でございますが、議案第34号「平成26年度一般会計補正予算(第4号)」の概要についてであります。

この補正は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の補正であります。給与改定に伴い、必要となる人件費の総額を明らかにするため、その所要額を計上いたしております。

ます。

補正額は、一般会計で14億7,221万3,000円の増額になります。

また、この補正による一般会計の歳入財源といたしまして、地方交付税が12億7,411万3,000円、国庫支出金が1億9,810万円であります。

これらの結果、一般会計の予算規模でございますが、11月補正後で5,834億9,109万7,000円となります。

次に、2ページをお願ひいたします。

一般会計歳出の款ごとの内訳になっております。

まず、議案第1号の主なものを申し上げますと、上から2番目の総務費は、今回、新設いたします地域医療介護総合確保基金の財源として、国の交付金が交付されることとなったことから、事業に充当する予定であった県費の一部を県債管理基金へ積み立てるものであります。

一つ飛びまして、衛生費でございますが、消費税増税分、4月からの3%引き上げを財源とする社会保障の充実分の一環といたしまして、国の交付金、県費を先ほど申し上げました地域医療介護総合確保基金に積み立てますとともに、同基金を活用いたしまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための事業を行うものであります。

次の農林水産業費は、農業総合研修センターが実施いたします「みやざき農業実践塾」の研修の充実・強化のため、ハウス施設の増設等を行うものであります。

次の土木費ですが、災害関連の河川事業等を行うものであります。

次に、議案第34号につきましては、それぞれ給与改定に伴いまして、給料や諸手当の増額を行うものであります。

次に、5ページをお開きください。

総務部における11月補正の歳出一覧表となっております。

総務部の11月補正額は、全て一般会計でございます。表の11月補正額の一番下、総務部合計の欄になりますが、まず議案第1号が3億2,810万2,000円の増額、次の議案第34号は4,126万円の増額となり、この結果、総額3億6,936万2,000円の増額となっております。

次に7ページをお開きください。

債務負担行為についてであります。

表にございますように、宮崎県東京学生寮管理運営委託費につきまして、追加をお願いするものであります。

予算議案については、以上でございます。

次に、特別議案の概要について御説明いたします。

資料の9ページをお開きください。

まず、議案第6号「宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、行政手続法の一部改正の趣旨を踏まえまして、本県の条例等によります処分や行政指導に関して、県民等の権利利益をより一層保護する観点から、行政指導の中止や違反行為の是正のための処分等を求めることができるよう、関係規定を整備するものであります。

次に、10ページをお開きください。

議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、知事の権限に属する事務の一部を、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、12ページをお開きください。

議案第13号「公の施設の指定管理者の指定に

ついて」であります。

これは、先ほど申し上げました、宮崎県東京学生寮に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決に付するものであります。

次に、14ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第28号「当せん金付証券の発売について」であります。

これは平成27年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証券法第4条第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

次に、15ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第39号「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは去る10月9日に行われました人事委員会勧告及び国家公務員の給与改定の状況等を踏まえまして、平成26年の公民較差等に基づき、平成26年度の県職員の給与改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、16ページをお開きください。

議案第41号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

これは、国の指定職及び特別職の給与改定の状況等を踏まえまして、県議会議員及び知事、副知事などの特別職に係る期末手当の支給月数の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

特別議案は、以上の6件でございます。

最後に、その他報告事項についてでございます。

資料の17ページをごらんいただきたいと思
います。

本日、御報告いたしますのは、ここに記載し
ております防災拠点庁舎整備基本計画(案)に
ついてなど、3件についてであります。

なお、それぞれの詳細につきましては、担当
課長から説明させますので、御審議のほどよろ
しくお願いいたします。私からは以上でござい
ます。

○松村委員長 次に、議案等の説明を求めたい
と思います。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終
了した後にお願いいたします。

○阪本財政課長 それでは、今回提案をしてお
ります補正予算案の歳入について御説明いたし
ます。

委員会資料の3ページをごらんください。

この平成26年度11月の欄、議案第1号、第34
号でございます。

それぞれ数字を入れておりますが、先ほど1
ページのところで部長が御説明したとおりで
ございますので、説明を割愛させていただきま
して、4ページをお開きください。

それぞれの歳入科目につきまして、概要を記
載しております。

まず1番目の財産収入でございます。議案の
第1号、通常の補正でございますけれども、こ
ちらで29万6,000円計上しております。これは説
明の欄にありますとおり地域医療介護総合確保
基金、消費税原資による社会保障の充実分を、
この基金に積み立て、その基金の積み立て後、
今年度3月までの運用に係る利子を29万6,000円
計上しております。

それから、繰入金でございます。

右の説明の欄の丸が5つございますが、一番

下、同じくこの地域医療介護総合確保基金、こ
れが8億8,600万、約9億ございます。これら5
つの基金からの繰入金、合計10億2,100万円余り
を計上しております。

次に、交付税でございます。これは議案第34
号、いわゆる給与の改定等に伴うものでござい
ますが、この給与改定の原資としまして12
億7,400万円余りを計上しております。

次に、国庫支出金でございます。

まず、議案第1号に関しましては、1つ目の
二重丸、国庫負担金、河川の公共工事に関しま
して4,000万余りを計上しております。

それから、次の国庫補助金でございますが、
丸3つございまして、真ん中の丸の衛生費国庫
補助金のポツ2つ目、医療介護提供体制改革推
進交付金——これが、ちょっとややこしいので
すが、先ほどの地域医療介護総合確保基金8
億8,600万、約9億の基金を積み立てることとし
ており、そのうち3分の2が国庫、3分の1が
県費ということでございまして、そのうちの約
9億の3分の2、約6億、正確に言いますと5
億9,071万1,000円を交付金、国の補助金として
算出されますので、それを計上しております。

それから、国庫負担金、これは議案第34号に
関するものでございますけれども、給与改定分
の小学校、中学校、それから特別支援学校等の
教員の給与に関する国庫補助金、約3分の1が
補助されますが、義務教育給与費としまして1
億9,800万余りを計上しております。

最後に、県債でございますが、議案第1号に
係ります河川事業費に係る県債としまして3,940
万円を計上しております。私からの説明は以上
でございます。

○椎総務課長 総務課でございます。

まず最初に、11月補正予算案のうち、議案第34

号につきまして、総務部全体を一括して御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の6ページをお開きください。

議案第34号は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の補正でありまして、主な補正の内容は、給料等の月例給が0.24%の引き上げ、特別給である勤勉手当が0.15月の引き上げとなります。

この結果、総務部の補正額は、一番下の総務部合計の真ん中の欄になりますが、4,126万円の増額となっております。

次に、議案第1号及び議案第13号について御説明いたします。

まず、議案第13号、公の施設の指定管理者の指定について(宮崎県東京学生寮)であります。

議案書は57ページになりますが、常任委員会資料で御説明いたします。委員会資料の12ページをお開きください。

宮崎県東京学生寮の指定管理者第四期指定については、6月の常任委員会で募集方針等の概要を御説明させていただいておりますが、今回の指定管理者を指定することについて、地方自治法及び公の施設に関する条例の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

まず、1の指定管理候補者についてであります。東京都千代田区に本社を置く、ジャパンプロテクション株式会社であります。

18年度から20年度までの第一期、21年度から23年度までの第二期、そして24年度から26年度までの第三期の指定管理者でもあります。

2の指定期間であります。平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となります。

次に、3の指定管理候補者の選定についてで

あります。

(1)の公募の状況につきましては、本年7月4日から2カ月間、募集を行いまして、現地説明会には5団体が参加しましたが、最終的に1団体から応募があったところであります。

(2)の実施方法等についてであります。申請書類に基づいて一次審査を行い、その後、指定管理者候補者選定委員会において、応募者のプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を実施いたしました。

なお、選定委員会の構成は②のとおりであります。

次に、13ページ、(3)の選定基準及び審査項目・配点につきましては、6月の委員会で御説明させていただいたとおり、住民の平等な利用の確保などの5項目でございます。

(4)の審査結果でございます。採点結果は、ジャパンプロテクション株式会社が409.2点を獲得いたしました。

選定理由としましては、2番目の丸印、事業計画等から、施設の運営管理の能力を有していると認められることや、3番目の丸印、寮だよりの発行、入退室管理システムの運用、入寮者への個人面談の実施に加えまして、今回、入寮者個人別ポストの設置等の新たな提案がなされておりました。これらが評価されたことによるものであります。

最後に、4の指定管理料についてであります。3年間で2,574万円となっております。

なお、今回の指定に伴いまして、債務負担行為が生じますことから、委員会資料の7ページに、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」で、債務負担行為の限度額の設定もあわせてお願いしております。

今後のスケジュールにつきましては、指定管

理者指定の議決をいただきましたならば、指定の告示を行いまして、年度内に協定の締結を行う予定にしております。説明は以上であります。

○平原行政経営課長 議案第6号「宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお願いいたします。

まず、1の改正の理由ですが、処分や行政指導に関する手続につきまして、国民の権利利益の保護の一層の充実を図るため、行政手続法が改正され、平成27年4月1日から施行されることとなっております。

この行政手続法は、処分や行政指導などの一般的なルールを定めた法律でございまして、県が行う処分についても原則として適用があるわけですが、条例や規則に基づいて行う処分や根拠を問わず、広く行政指導については適用除外とされております。

このため、県におきましては、これらの適用除外とされている処分や行政指導について、宮崎県行政手続条例を制定し、行政手続法に準じた規定を設けております。

今回の条例改正は、行政手続法の改正の趣旨を踏まえまして、本県の条例等による処分や行政指導について、行政手続法に準じた改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容の(1)宮崎県行政手続条例の一部改正について御説明いたします。

まず、①の行政指導の方式についてであります。

行政指導を行う場合は、従前から、行政指導の趣旨や内容、責任者を明確に示さなければならない旨の規定がございしますが、行政指導を行う際に許認可等をする権限や、許認可等に基づ

く処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その根拠となる法令の条項、要件、要件適合の理由を明示すべきことを義務づける規定を設けるものでございます。

次に、②の行政指導の中止等の求めについてであります。

行政指導については、相手方の任意の協力によって実現されるものであり、行政指導に従わなかったことを理由に、不利益な取り扱いをしてはならないとの一般原則が定められておりますが、今回の改正で、その行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと考える場合は、行政指導の相手方は、その中止などの措置を求めることができるよう明記するとともに、申し出を受けた場合は必要な調査を行い、要件に適合しないと認めるときは、その中止等の必要な措置をとることを義務づけるものでございます。

次に、③の処分等の求めについてでございます。

法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分や行政指導がなされていないと考えるときは、誰でもその処分または行政指導を行うことを求めることができることを明記するとともに、申し出を受けた場合は必要な調査を行い、必要があると認めるときは、処分または行政指導を行うことを義務づけるものでございます。

次に、(2)の宮崎県税条例の一部改正は、今回の手続条例の一部改正に伴いまして、宮崎県税条例の引用条項の改正を行うものでございます。

最後に、3の施行期日は、行政手続法の一部改正の施行期日と同じ、平成27年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○阪本財政課長 続きまして、財政課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

資料が変わりまして、平成26年度11月補正歳出予算説明資料の1ページをお開きください。

平成26年度補正額、財政課の欄に3億2,810万2,000円を計上しております。

この結果、2つ右隣の補正後の額が1,004億6,085万8,000円となります。

続きまして、5ページをお開きください。

歳出の内訳でございますが、一番表の下の欄、(事項) 県債管理基金積立金の欄、ここに全額3億2,810万2,000円を計上しております。説明の欄にございますとおり、県債管理基金の積み立てに要する経費としまして、全額を計上しております。

なぜ県債管理がここで出るかというのを簡単に御説明をさせていただきますと、これは福祉のほうで約9億円と先ほど申し上げました地域医療介護総合確保基金を別途、歳出で計上しております。

これに関しましては、先ほど御説明しましたとおり消費税の増税分3%分、これを原資としまして社会保障関係の充実をするということで、この医療・介護について、今回、補正をお願いしているわけでございますが、約9億のうち国費が約6億、県費が約3億、2対1の割合で負担することとなっております、国から、正確に言いますと5億9,000万円なんですけれども、約6億が、今回、交付をされております。

一方、実はこの基金の対象となる事業につきましては、年度当初から約20事業ほど計上をしております。

ただし、その時点で財源がどうなるかという

ことがはっきりしておりませんでしたので、当初予算の段階では全額を一般財源、県費で計上をしておりました。

ようやく厚労省のほうで、この医療・介護の総合確保事業に関する概要が固まり、3分の2、約6億が国費として充てられるということがわかりまして、今回、その国費、約6億を充てることによりまして、当初計上をしておりました一般財源が押し出される形で不用となりました。

ただし、当初、約20事業ほどと申し上げましたが、そのうち今回それ以外に14事業を新規事業——例えば県北で言いますと延岡市医師会のCT、県西で言いますと国立都城病院の周産期医療関係の事業、こういった新規事業を立ち上げましたので、それに対しまして2億7,000万ほどの基金を充てました。この6億からその2億7,000万を引きました、この3億2,800万円というものが最終的に不用となりましたので、これを当初予算で充てておりました県債管理基金に積み戻すということで、今回この補正予算を計上しているものでございます。

続きまして、議案第28号につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、お戻りいただきまして常任委員会資料14ページをごらんください。

議案第28号「当せん金付証券の発売について」でございます。

この当せん金付証券というのは、いわゆる宝くじのことでございます。

宝くじにつきまして、通常、昔からの宝くじの流れから、勝手に販売することはできません。法律で定められておまして、議会の議決を得た金額の範囲内で、しかも総務大臣の許可を受けて発売することができるということになっております。そのために、今回この120億円という

金額につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この120億円という金額は、今年度、平成26年度と同じ金額をお願いしているものでございます。財政課からは、以上でございます。

○甲斐市町村課長 市町村課であります。

常任委員会資料の10ページをお開きください。

議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

県では住民に身近な行政サービスは、できる限り住民に身近な市町村で担うことを基本に、市町村への権限移譲を推進しているところであります。

1の改正の理由にありますとおり、今回、知事の権限に属する事務について、その一部を希望する市町村へ移譲するなど、所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、各所管課において、それぞれの委員会で説明することとしておりますので、市町村課分について御説明いたします。

2の改正の内容にありますとおり、地方自治法に定める「あらたに生じた土地の確認に関する事務」に係る届け出の受理及び告示に関する事務を、新富町に移譲するものであります。

この事務は、海岸の埋め立てなど、さまざまな事業における公有水面の埋め立てなどにより、新たに永続的な土地が生じた場合に行うもので、これまで市町村が県へ届け出を行い、県の告示によって効力が生じておりましたが、事務の移譲により新富町のみで完結することになります。

今回の改正に伴い、移譲市町村数は9市8町となります。

また、3の施行期日は、平成27年4月1日としております。

なお、今回の条例改正の概要は、参考の1のとおりであります。

11ページには、これまでの権限移譲の推移及び市町村別の移譲事務数を記載しておりますので、後ほどごらんください。市町村課の説明は以上であります。

○武田人事課長 人事課でございます。

議案の内容につきまして、お手元の委員会資料で御説明をいたします。

15ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第39号「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。

ことしの人事委員会による民間企業の実態調査の結果、職員の給与が民間の給与を下回っていたことから、人事委員会より、この格差を解消するため、ことし4月にさがのぼって給与改定が必要であるとの勧告があったこと等を踏まえまして、職員の給与に関する条例等について、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。

まず、給料等の月例給につきましては、(1)のとおり勧告等に基づき、0.24%引き上げます。具体的には、①の給料表につきましては勧告どおりの改定とし、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いた引き上げを行います。

次に、②の初任給調整手当につきましては、医師及び歯科医師で医療職給料表(一)の適用者について、その支給月額を41万2,200円、また医療職給料表(一)適用者以外について、その支給月額の限度額を5万300円にそれぞれ改正いたします。

次に、③の通勤手当につきまして、交通用具

使用者にかかる月額について、使用距離区分に応じ、国に準じて2,000円から最高3万1,600円に改定いたします。

次に、(2)の特別給いわゆるボーナスにつきまして、勧告等に基づき、勤勉手当の支給月額を0.15月、再任用職員につきましては0.05月引き上げを行います。具体的には、一般職員を例にしますと、表の左側の改正後の欄にありますとおり、平成26年度は6月期を既に支給済みのため、12月期の勤勉手当の支給月額を0.15月引き上げ、0.825月とし、年間では3.95月から4.1月となります。

また、27年度以降は、一番下の欄にありますが、0.15月分を6月期と12月期の勤勉手当に割り振り、それぞれ0.75月とし、年間では26年度と同様の月数となります。

最後に、3の施行期日についてであります。

条例の施行は公布の日からとし、平成26年4月1日に遡及して適用いたします。

ただし、特別給につきましては、平成26年度分は平成26年12月1日から、また27年度以降分につきましては、27年4月1日から適用をいたします。

続きまして、ページをおめくりいただいて、資料の16ページをお開きください。

議案第41号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。

県議会議員及び知事等の特別職の期末手当につきましては、これまでも国の指定職や特別職に準じて改正してきたところでありまして、今回、国の特別職等について支給月額の改定が行われることから、これを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。

国の特別職等に準じて、本県の特別職の期末手当の支給月額を0.15月引き上げます。具体的には、表の左側の改正後の欄にありますとおり、26年度につきましては、12月期の期末手当の支給月額を0.15月引き上げ1.7月、年間では2.95月から3.1月となります。

また、27年度以降につきましては、表の一番下の欄になりますけれども、0.15月分を6月期と12月期に割り振ることとなります。

次に、3の改正を要する条例であります。県議会の議員や知事など、3に記載しております6つの条例につきまして、改正を行うものであります。

最後に、4の施行期日についてであります。公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用をいたします。

ただし、27年度以降分につきましては、平成27年4月1日からの適用となります。

説明は、以上であります。よろしくお願ひいたします。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○有岡委員 確認です。7ページにございます債務負担行為は27年度から29年度のほうですがわかりやすいと思ったのですが、それは……。済みません、確認です。

○椎総務課長 予算の実際の動きは27年度から29年度になりますけれども、実際26年度中にさまざまな予算執行伺等を立てることになりますので、その関係で、全て26年度から29年度となっております。

○有岡委員 わかりました。

○十屋委員 指定管理者について、応募団体が

1 団体ということでしたが、現地説明会は5 団体が来られてますけど、どういう理由でほかの団体は辞退されたのでしょうか。

○**椎総務課長** 私も現地説明会に行っておりましたけれども、辞退された理由については確認しておりません。

ただ、実際5 団体あったということは、公募自体は非常に効果が上がったと思っております。

ただ、現地説明会で、申請書の書き方とか、あるいは実際の寮の状況等を御説明しました。それまでは、特段、質問はなかったのですが、恐らくいろんなことを考える中で、考えられるのは、例えば、運動公園とかあるいは劇場みたいな一般客を対象とした施設ではないということで、自主事業の範囲が非常に狭められてしまって、収入が確保できないということ。それともう一つは、施設運営があるのですが、寮管理業務がかなり大きなウェイトを占め、学生たちの生活指導まで含みますので、非常にその辺で、手を挙げるにはどうかという部分があったのかと感じております。各企業がどう考えられてこういう判断をされたかは確認はしておりません。以上です。

○**十屋委員** 1 団体の場合も一応この300点に満たないといけないので、ここの選定基準、審査項目でずっとやっているわけですね。

○**椎総務課長** 一応1 社の場合につきましても、当然ある一定の基準をクリアしていただかなければ、指定管理者としては指定できませんので、そういう意味で、各委員60点の持ち点の5 倍の300点を最低基準として、これを条件としております。

○**十屋委員** 60点が最低基準で、81.8というのが、それぞれの一人一人の平均値だということを出ているのですが、これは前回からすると伸

びているのですか。よく改善されている等、わかっているのか。よく改善されている等、わかっているのか。

○**椎総務課長** 今回は1 社ということで、単純には比較できないのですが、前は2 社応募がありまして、第1 位はジャパンプロテクションで、430点を超えてました。2 位が380数点だったと思います。

今回は400点ということで、点数は落ちています。ただ、これはあくまで審査委員が比較対象がない中で1 社を見ており、各委員の点数も91点から74点まで差がありました。そういう意味では、いろいろな審査委員の判断基準もあるかと思っています。ですから、この400点をもって一概に高い低いとは言えないと思います。

ただ、平均80点いっているということは、ある程度、各委員、評価はしていただいているとは思っております。

○**十屋委員** もう一つ、選定委員の方々は入れかえがあるわけですね。

○**椎総務課長** 前回との違いは、まず前は県職員が2 名入っておりましたが、県職員は全て省かさせていただいて、外部の委員になっていただいているということと、あと委員のメンバーにつきましては、5 人、全て入れかわっております。以上であります。

○**十屋委員** わかりました。

次、第7号議案の事務処理の権限移譲で、川南町と新富町ですか、何か結構あるのですが、これは今まで受けてなかった町が改めて手を挙げるといのは、何か特別な理由があるのですか。

○**甲斐市町村課長** 御指摘のように、新富町が複数の事項で権限移譲を希望しております。

恐らく、住民に身近な行政であったり、事務処理の効率化という観点で、役場全体で検討さ

れた結果というのが一つあるかと思えます。

それと、新たに生じた土地の確認に関する事務について、これは海岸部の埋め立てや、内水面の埋め立てというときに、永続的な陸地がふえる場合なのですが、海岸部でいいますと、唯一、新富町だけが権限移譲を受けておりませんでした。ほかの海岸線の市町村は受けておりました。

そういうこともありまして、当面その公有水面の埋め立てがあるということではなしに、権限移譲は受けておこうという判断に立たれたものと思っております。

○十屋委員 いわゆる権限移譲も、町村にとってはいろいろと負担が出てくるので、そのあたりで県のほうから1事業について幾らかずつは出すのでしょけれども、ここの右の11ページの権限移譲の推移をずっと見せてもらおうと、22年ぐらいから200ぐらいふえています。前も1回議論したと思うのですが、なかなか手を挙げづらい状況にあるのかなというのが正直な感想です。これから県としては、これを身近な行政のほうに持っていきたいというお考えですよ。

○甲斐市町村課長 御指摘のように、だんだん権限移譲がほぼ終息しつつあると言ってはあれですけども、まだ事務数は相当あるわけです。これ以上、思い切った権限移譲というのは、それなりの判断が市町村にも必要かと思えますけれども、大体近づいてきていると。それとこれとは別に、国で法令移譲——もう希望するしないを別として、法律でもってもう完全に市町村におろすというものも今ございますので、そういうのも見ながらの判断になろうかと思えます。

○坂口委員 総務課長に考え方を。議案第13号、指定管理者の選考、これはもう全般的なのですが、これまでは県職の方が選考委員として入っ

ておられたということで、今度から完全に部外者ですよ。

お金の支出が伴う契約に結びつく選考ですよ。そのときにこの人たちは、何ら権限がない、責任がないと思うのです。

ですから、県職員としての公権力を行使することに当たる契約だと思のです。それを決めるのに、果たして第三者だけで本当にいいのかというのが一つ。結果よしだったら、それも一つあり得るかなと思うのですが、そここのところが一つ疑問なんです。そこらは基本的にはどのように考えておられますか。これは、お金の支出の相手方を決める選考であり、かなり強い公権力の行使に当たるものですから。

○椎総務課長 指定管理者の選定につきまして、行政経営課が、ある程度、方針を示しますが、その中で今の動きとしましては、選定委員につきましては民間の方々、要するに東京学生寮であれば、その管理運営に詳しい公認会計士なり、あるいは実際、寮に入っている子供さん方の父兄の方々、あるいはその出身高校の校長先生とか、実際、子供たちが東京で生活する上で、非常に密接な関係にあるの方々等をお願いしまして、審査をしていただいております。

委員はそういう方々になっていただきまして、県はどうかかわり方をしているかといいますと、当然、選定に当たっての募集要件なり、あるいは選定条件等、県が決定し、その上での審査委員会での審査委員の判断ということになります。ある程度、その辺の審査項目等や配点等も全て県が準備いたしますから、その上で適正な判断がなされていると考えております。

そういう意味では、第三者が見ても公平な審査がなされ、適切な指定管理者が指定されていると考えております。

○坂口委員 そういう意味じゃなくて、これは県のお金、公金を支出する相手方と業務内容等を判断してそこに契約を結ぶという、公的な事務の執行ですよ。だから、果たして公務員でない人が、決定していいのかというのが一つ。

もうちょっとわかりやすく言えば、結果よしならば、まあ理解できないでもないけれども、県庁の職員が審査した場合と、この人たちがやった場合に違いが出るのかということです。

今、言われるのが、より適切な相手方を選定することができるというメリットがあるとすれば——今まで県庁の職員が入っていたが、点数が全くこの人たちと違うと。それを分析していくと、むしろ部外者が出した結論のほうが子供たちのためにいいだろうとか、施設の今後の維持管理にもいいからというのがあればわかるということ言ってるのです。

だから、それにせざるを得ない、あえて公権力がない人たちにその選考をして契約をせざるを得ないところが、どこにあるのですかということ聞いているのです。

○椎総務課長 回答になっているかどうかわかりませんが、我々としては、その選定委員がそれぞれの専門的な立場から——今回の東京学生寮で言えば、学生寮の選定を公平にやっていると。我々は、それがイコール公権力の行使に合致するというふうに判断して、お願いをしているところであります。

○坂口委員 僕はそれは違うと思うのです。決定権を持ってしまっているのです。この人たちが出した点数で決まってしまう。

だから、その趣旨でいくなれば、一つには比較したときに、我々が今まで選んでいたところが、この人たちに委ねたら選定した相手方が違った。本来、自分らが選考基準なり、評価項目を

決めたところに照らし合わせたときに、むしろ部外者の選択のほうが正しかったというようなものがあれば、一つは理解できるということ言っているのです。

今の方法をされるとすれば、この方々はオプザーバー的立場で判断に迷ったとき、どうでしょうということそこを問い合わせて、それを持ち帰って、県職の方の権限として、公金を支出すべき相手方を決定する気はないのか、それが筋ではないでしょうかということ。だから公権力の行使というのはそういうものではないと思うのです。

例えば、土木工事なんかの入札でもそうだと思うのですが、ちょっと違うのではないかな。

何か後でミスがあったときに、この人たちに何かペナルティーがあるのかということです。

○椎総務課長 実際、指定管理者の候補者を、今回、議会に提案させていただいております。

その中で今回、これまでの経緯、募集からヒアリング、そしてプレゼンテーション等も含めた審査結果を議会のほうにお示ししまして、そして我々も説明させていただくと。その上で御判断いただいて、指定管理者としてここで初めて決定するわけですから、そこがやはり皆様方の御意見を踏まえた上での決定ということで、そこで審査が入るのではないかと理解しております。

○坂口委員 それはちょっと違うですよ。我々、ここに介入できないですよ。

我々はこれが気に入らないということで、蹴ることはできるのですか。

それはちょっと違う。僕はそのメリットがどこにあるのか、それで本当にいいのかということ一般論として聞いているのです。ここで議論し合うのなら、また私もやり方がある。

僕はこういったことで、財源というか県の税金の支出のあり方をこの人たちに決めさせてはいけないという理由だけで、ここは同意できないです。そういう議論になっていけば。

公権力というのは、僕はそういうものではないと思う。我々はここが決まったことにこれ以上の介入できない。それなら我々はその審査会場に行って、そこで質疑なりをやらせていただくべきで、例えばこの中に知恵として県職の方も従来どおり入ったらどうかとか、そういうことで公権力の行使とは何ぞやということを、忠実に履行できないかということを僕は言ってるのです。

どちらが正しいかを議論し合うのだったら、これなかなか難しくなっていくと思います。もう一回、その説明を求めます。

○成合総務部長 坂口委員のおっしゃること、私も十分わかります。最近の流れとして、どうしても先ほど言われた入札にしろ、こういう指定管理者にしろ、決定する場合に、決定機関と第三者的な機関をつくることによって、公平性、透明性がより確立されるという御意見も一部あります。

議会の中にも、あるいはマスコミ、県民の皆さんからもそういうお話もありまして、最近の流れとして、議員のおっしゃっているような傾向になっていると私も思います。

一方、御指摘のありましたように、決定する機関と全く第三者機関が違うという場合に、最終的な責任をどこが持つのかということだろうと思います。

だから、やはり理論的には、性善説に立てば、第三者機関できちんと審査していただいて、それをもとにもう決定してしまうという流れがいいのか。あるいはこういう採点は採点として、

評価は評価として、一応、参考にして決定する場合に、どういう責任を我々執行機関が持って決定するのか。これはなかなか難しい問題でございますけれども、その辺は今後研究していく必要はあろうかと、私も感じているところでございます。

○坂口委員 この人たちの出した結論は、どうもまずいぞという判断を行政がしたときに、客観的に合格、不合格とするのは、やっぱり100点満点の中の何点という、あくまでも数字的なものを示してしかできないと思うのです。

だから、この方々はアドバイザー的に審査していただいて、それを参考に県が判断するんだというのは限界があると思うのです。

むしろ、そこで、真正を問われる可能性が出てくると思うのです。

今まで県職も入って合同でやってた。ところが、どうも県庁の職員がやるのは、点数にばらつきがあつていけないというので、理由を問い詰めていくと、なるほど外部の人たちのほうが、その正しい判断しているみたいだということがあつたのであればいいと思うのです。

だから、公平性だ、透明性だというものを担保したければ、合同でやって、あくまでもこの決定権の主導権は持つとなれば、メンバーの2分の1以上はやっぱり県職員が占める。県職員が、それなりのことをやったらどうですかということを言ってるのです。

そうすると全てに説明がつかないですか。なぜ外されたのかなって、何か外すべき理由があつたのかということを知っているのです。

○成合総務部長 今回の指定管理者の候補者選定に当たりましては、行政経営課で、一括してそういう指定管理の選定について基準を定めておりまして、先ほど私が申し上げましたように、

どうしてもその決定する機関と採点、評価する機関を分けるという流れの中で、今回の件については、そういった選定になったということでございます。

坂口委員が言われる最終的な責任という観点からして、さらにその採点結果を踏まえて、先ほど申し上げたようにどう決定していくか、あるいはいろんなやり方があると思います。

県職員が従来のように入るのか、あるいは採点は採点として評価していただいて、最終的に執行部でその採点、評価をもとに決定する方法、いろんな方法があると思います。御意見承りまして、今後、研究していく必要はあると考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○坂口委員 理解はしているのです。

ただ、時代の流れとか何とか言うけど、僕らは選挙で選ばれてここに来るのです。皆さんはやっぱり厳格な試験をパスしてここに来るのです。

だから、特別な公務員としての権力というのは与えられているし、我々もそれをまたチェックするなり、議決するなりの権利を与えられる。

この方々は、そういったこと何も通過してきてないのですよ。ただ感覚的にいいものを持っておられるかもわからない。だから、この感覚を利用しないっていう手はないけれども、するならば決定するための意思の決定をする時点で、やっぱりそういった選ばれた人たちが入っているべきではないのかと。これは1,800万円という金額だけど、これが芸術劇場になると、億という金の歳出を決定するわけです。

それで、本当に時代の流れと言っていいのかということ。もうちょっと公務員の人たちは公務員の人たちとして、プライドと自信を持って仕事をやるべきだと。私たちももうちょっと

自分なりのプライドと責任を持ってやるべきだという、その原点を一般論として、今、問うたのです。

だから、これ個別に言ってるのではなくて、その流れがどうも理解できないというものがあるものですから。だから、もう御理解を賜りますにとめておきますけど、そこのところを真剣に、全体を見ていただく必要があるのではないかなと思います。以上です。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 防災拠点庁舎整備室でございます。

総務政策常任委員会資料の17ページをお開きいただきたいと思っております。

防災拠点庁舎整備基本構想(案)について、御報告をいたします。

まず、1の状況についてであります。基本構想(案)につきましても、9月の総務政策常任委員会におきまして、御報告をさせていただいたところでございますが、その後、10月にパブリックコメントを行いますとともに、整備に係る検討を進める中で基本構想(案)の記述を一部修正をいたしております。

次に、2のパブリックコメントの概要でございますが、募集内容は、防災拠点庁舎整備基本構想(案)に対する意見でございまして、募集期間は10月1日から31日までの1カ月間で実施したところでございます。

その結果、(3)にありますように、4名の方から15件の御意見をいただいたところでありまして、意見の内訳につきましては、庁舎の基本的な機能・性能等に関するものが4件、敷地の

利用方針等に関するものが7件などとなっております。

いただいた御意見につきましては、(4)にありますように、基本構想(案)の修正までは行いませんけれども、今後、整備を進めていく上での参考とさせていただきたいと考えております。

次に、3の基本構想(案)の修正についてありますが、検討の進捗状況に伴いまして、2つの点について修正を行っております。

18ページをお開きいただきたいと思います。別紙1でございます。

表の中央に基本構想(案)の修正前、右側に修正後の記述を抜粋しております。

まず、1つ目につきましては、パブリックコメントを実施したことに伴いまして、基本構想(案)の1ページの2カ所につきまして、修正・追加を行っております。

2つ目の修正は、現在5号館に入居しております文書センターの移転先、移転時期についてであります。

これまで庁内のプロジェクトチームにおきまして、検討を重ねてまいりましたが、その結果、文書センターにつきましては、平成28年度中に県庁6号館に移転する方向性としたところであります。これに伴いまして、基本構想の25ページについて、その旨を修正をしたところであります。

なお、お手元には、別冊資料といたしまして、修正後の基本構想(案)をお配りしておりますが、説明は省略をさせていただきたいと思います。

再度、17ページをお開きいただきたいと思います。

次に、4の今後のスケジュール予定でありま

すが、12月上旬に基本構想を策定をいたしまして、公表をしたいと考えております。

その後、公募型プロポーザルによりまして、設計者を選定をいたしまして、今年度末、3月末には委託契約を締結したいと考えております。

19ページをお開きいただきたいと思います。

設計者選定に係ります公募型プロポーザルの実施方法等についてでございます。

1の業務の名称等、宮崎県防災拠点庁舎整備に係る設計業務といたしまして、基本設計及び実施設計を業務内容とし、予算額、約1億8,700万、履行期間につきましては、契約日から平成28年6月までの1年3カ月を予定をしております。

2の公募型プロポーザルの内容でございますけれども、(1)の参加者につきましては、応募資格につきまして、県内企業の受注機会の確保の観点からも、設計共同企業体を応募資格とし、構成員には必ず県内企業を含むことを条件としたいと考えております。

(2)の選定方法につきましては、一次審査と二次審査の2段階審査といたしまして、一次審査におきまして、応募者の実施体制や配置技術者の実績等につきまして書面審査を行いまして、二次審査に進むJVを選定いたします。そして二次審査におきまして、庁舎整備に係る技術提案について、プレゼンテーションとヒアリングによる審査を行い、一次審査の結果も加味して、最優秀者と優秀者を選定したいと考えております。

なお、公募型プロポーザルの具体的な実施内容につきましては、現在、県土整備部とも協議を行いながら検討を進めておりますが、業者の選定に当たりましては、選定の公平性を十分確保していきたいと考えております。

次に、3のスケジュールであります、平成27

年1月初めに公告を行い、2月初旬に、一次審査で二次審査に進む対象者を選定し、3月中旬に二次審査を行い、最優秀者と優秀者を選定し、3月末には委託契約を締結したいと考えております。

説明は、以上でございます。今後とも早期整備に向けまして取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○平原行政経営課長 今後の行財政改革の取り組みについて御説明をいたします。

委員会資料の20ページをお願いいたします。

初めに、1の新たな行財政改革プランの策定に向けた取り組み状況につきましては、庁内のワークキンググループにおきまして、課題の整理や素案の検討等を進めますとともに、広く県民の皆様の御意見を伺うため、県民アンケート調査を実施いたしました。

まず、新たな行財政改革プラン策定の基本的な考え方につきましては、21ページをごらんください。

これまでの取り組みといたしましては、左上の欄にありますように、職員数の大幅な削減を行いますとともに、これに伴う人件費の削減や収支不足の圧縮などにより、財政改革も着実に推進してきております。

このような中、右上の課題といたしましては、職員数が減少する中で業務量が増加する一方、多様化・高度化する県民ニーズへの対応を求められております。

また、財政的にも社会保障関係費の増加や県有施設の老朽化等など、依然として厳しい財政状況が続くものと考えております。

このようなことを踏まえまして、下の改革の視点等の欄にありますように、今後は限られた人員・財源の中で、多様化・高度化する県民ニ

ーズに的確に対応していくため、既存の人材やノウハウ、情報等の資産を最大限活用していかなければならないものと考えております。

このため、現行プランの県総合計画の基本目標である「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」を支える持続可能な行財政基盤の確立という基本理念は継承しながら、改革の視点は、左側の現行の3つの視点を、右側の見直し案のとおり4つの視点に再編する方向で検討いたしております。

中でも、見直し案の2つ目の県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用を新たに起こしまして、既存の人材やノウハウ、情報等の資源を最大限活用するための環境整備に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

今後、この基本的な考え方をベースに、新たなプランの素案を策定し、2月議会の当委員会で御報告をしたいと考えております。

次に、行財政改革に関するアンケート調査の結果について御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

アンケートは1及び2に記載のとおり、9月30日から10月29日までの1カ月間実施をいたしまして、1,240人から回答をいただきました。

3の調査結果の概要につきましては、(1)から(7)に記載のとおりであります。この中で(4)、今後重点的に取り組むべき事項としましては、①の未利用資産の活用・売却など、自主財源の確保が最も多く、以下、事務処理の廃止、簡素・効率化、県民ニーズに応える県の政策立案機能の強化などが多くなっております。

また、(7)、これからの行財政改革に求めるもの、アイデアや意見を自由に書いていただきましたところ、記載のとおり、県と市町村の役

割分担の明確化や選択と集中による行財政改革の推進、業務内容の簡素化と人員の適正化、人材育成の充実、行財政改革に関する情報発信、民間との役割分担や協働、女性職員の活躍できる環境整備、既存の公共物の活用や維持管理など、さまざまな意見をいただいたところでございます。

これらの意見につきましては、今後、新たな行財政プラン策定の参考にしていきたいと考えております。

資料の20ページに戻っていただきたいと思っております。

2の公社等改革指針の見直しについてでございます。

公社等改革につきましては、行財政改革プランの取り組みの一つということで、平成22年2月に策定いたしました、新宮崎県公社等改革指針に基づきまして取り組んできておりますが、今年度で指針の推進期間が終了いたしますことから、行財政改革プランの策定に合わせまして、指針の見直しを進めております。

まず、(1)の対象公社等の選定につきましては、現行指針で42法人を対象としておりますが、これを点線の枠内に記載しております選定基準に基づきまして、改めて選定をしたいと考えております。

次に、(2)の推進期間といたしましては、新たな行財政改革プランの推進期間に合わせて期間を設定したいと考えております。

また、(3)の数値目標につきましては、点線の枠内に記載しております現行指針の目標数値でございます対象公社数、県職員の派遣数、県財政支出額の3項目について、26年度を基準とした新たな数値目標を設定したいと考えております。説明は以上でございます。

○鶴田税務課長 委員会資料の23ページをお願いいたします。

税務課から、宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等につきまして、御報告をさせていただきます。

今議会の環境農林水産常任委員会におきまして、環境部局より、産業廃棄物税の今後の方針等につきまして報告がなされておりますことから、税条例を所管しております当課におきましても御報告をさせていただくものであります。

まず、1の産業廃棄物税条例についてであります。産業廃棄物税は、平成17年4月から九州一斉に導入した法定外目的税で、条例によりまして、5年を目途に検討を行うこととしております。

前回、平成21年度に検討を行い、所要の条例改正の上、税制を継続したところでございます。今回、さらに5年が経過することから、検討を行ってきたところでございます。

次に、2の検討結果の概要ですが、次の24ページ、25ページに、環境農林水産常任委員会の報告資料がございます。こちらのほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

検討結果につきましては、25ページの(7)今後の方針等の①検討結果に記載をしておりますところでございます。

産業廃棄物税の導入によりまして、税の目的であります産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進等がおおむね順調に進んでいるほか、多くの排出事業者の排出抑制等に取り組む意識づけとなっているなど、一定の効果が見られるところでございます。

したがって、平成27年度以降も産業廃棄物税を継続することにより、循環型社会の形成をさらに推進する必要があるということ、また

九州各県におきましても産業廃棄物税を継続する方向で検討されていることから、本県におきましても税制を継続することとしたいと考えております。

資料23ページに戻っていただきまして、最後の3でございます。

今後の方針等についてであります。今議会における報告結果を受けまして、条例改正案を次の2月議会に上程をさせていただきたいと考えております。説明は以上でございます。

○松村委員長 その他の報告事項に関する説明が終わりました。

質疑等はございませんか。

○十屋委員 まず、防災拠点庁舎整備基本構想(案)について、この前からもいろいろと御説明いただき、今度は詳しく写真つきでありますので、ようやくここまできたという感じはいたしております。

あとは、JVでやったりとか、そういうことをしっかりとやっていただくことと、大事な資料であり、5号館のあり方もいろいろと御意見があったので、24ページにいろいろ保存の方法とか書かれていて読ませていただきましたけれども、外壁とかを有効に活用していただき、書類が6号館に移されるということですので、そのあたりをしっかりとやっていただければと思っております。

それともう一つ、この前、御説明いただいたときもお話したのですが、防災拠点庁舎はこれがスタートで、周りにある4号館、6号館、7号館、全て、ある一定の時期が来たら——我々がないときかもしれないけれども——改修とかいろんなことをやらなければいけない時期が来ると思うのです。

だから、そういう一体的な県庁の周りの建物

の配置——それはここにも書いてありますけれども、やっぱり一体感が出るような配置で、そしていざ何か災害があったときには、有効なスペースを十分に使えるようにやっていただきたいと思っています。

一度建てると、何十年も建てかえというのはあり得ないわけで、ほかのところは今からどんどん発生しますから、そういうものを含めて20年先、30年先には何かやらなければいけないと思うので、そのときのために空間をどのように使うか、そしてその空間を人が集まりやすいような配置でやったりとか、例えば観光に役立つような防災拠点庁舎ができれば、それと同じようなイメージ的な構想とか、長期的な視点をもって、庁舎の配置をぜひ念頭に置いていただきたいと思います。

ですから、今の5号館を壊して南側に建てるのであれば、それなりのスペースも確保できるでしょうから、そういうものと日本庭園とか、ほかのバランスを十分にとってほしいと思います。

中身についてはもう検討されていますので、ここで議論することはないと思います。私からは要望でとめておきたいと思います。

それから、行財政改革について、雑巾を絞って絞って絞り尽くして、まだ絞らなければいけないという苦しさは十分にわかるのですが、反面、よく言われるように、業務量が多くなって、一人がどの程度の業務量を抱えているのか我々わかりませんけれども、ある程度のところで——もうこれ以上、人を減らすのか減らさないのかという議論をよくさせていただきますが——基本的に考えて県民サービス、それからいろんな意味で、無駄はもちろん省かないといけないのですが、これからのワークライフで残業も減

らしめようと。じゃあ、どうやってやるのかという話になってくるので、その辺のところも十分に、この計画づくりをするときには検討してほしいと思います。

そうしないと、人を減らしたが仕事は行えないでは何もなりませんし、行革を知らない人がほとんどだというのがちょっと残念ですよ。

そのあたりは、県民の皆さんに広く理解していただくと、これから行革の求めるいろんなアイデアとか意見等も出てくるのかなと思いますので、ある種そのPRを……。行革、このようなことをやってますということを県の広報紙でもいいし、何かの媒体を使ってやられたらいいと思います。

あと、表にありますように、引き続き行財政改革推進が必要というのは、どうしても外せないと思うので、しっかりやってほしいと思います。

それと、質問。見直し案の改革の視点を3つから4つにしたという、県政を支える人財づくりと県有財産等の資産の有効活用はここに書いてあるとおりのものですが、あえてここへ特出ししたというのは何かあるのですか。

○平原行政経営課長 先ほどお話もありましたように、人員削減をしてくる中で、一人一人の業務量も非常にふえてきているのだらうと思います。

そういう中で、どうしても人を今まで——これは平成17年に国が集中改革プランというのを立てまして、数値目標を出して今までずっと10%以上減らしてきたわけですが、今後なかなか少なくとも今までのようには減らせない中で、どうやっていくのかということ、どうしても今ある資産をいかに有効活用するかということがございます。中身的には今まであったものがある

程度集めて、それを重点的にやっていこうと。その中には女性の活用とかも含めて今回は考えていこうということで、別途、柱立てをして重点化しようという考え方でございます。

○十屋委員 女性の活用というと、聞き方によっては女性が働いてないような聞かれ方もするのだが、決してそうではないと思うのです。やっぱりマンパワーとして県民サービスをやっていただかなければいけないので、ここにも書いてありますけれども、やっぱり一人一人の能力ある皆さんがさらに能力を高めていただいて。一人でする仕事を1.5倍まではならないかもしれないけれども、1.1倍とか1.2倍ぐらいまで——またその能力が高まるような人財を育てていくシステムとかは、当然あるのですが、そのあたりでしっかりと人づくりを効率よくやっていくしかないと思っています。もういろんなところで、この行革だけじゃなくて、フードビジネスの話も人づくりだし、教育も人づくりだし、県全体の人づくりというのが大きな柱ですから、そのあたりを見据えてしっかりやってほしいと思います。

これはもう要望で。私からは以上です。

○有岡委員 毎回、質問しておりますのでお尋ねしたいと思います。6号館に移転するという事で方針が出されましたので、コンセプトについてお尋ねしたいと思います。一時的なものでなければ、ある程度、長期的にここで補完していくという考え方だと思うのですが、例えば10年、15年、ここで十分対応できるというコンセプトをお持ちなのか。

○椎総務課長 10年、20年というスパンのお話の前に、今回5号館の解体ということで、現文書センターをどこに移すかというお話がございまして、まず現有施設をいかに確保するか、そ

の規模を確保するかということをご前提に考えさせていただきました。

その上で、今、委員から御指摘のありました20年、30年というお話もあると思います。そこも含めて、文書センターあり方等検討会の中で議論をさせていただいたところでございます。まず6号館への移転につきましては、今の文書センター、約1,120平米ありますが、この施設の機能を確保するというごことで、同じ規模の6号館に移すということを考えています。

これで見ますと、恐らく毎年1,000冊の公文書がふえてまいりますので、5年程度の確保は十分できると思っております。

ただ、それ以後の施設につきましては、まさしく4年後には防災拠点庁舎ができ上がり、その上に、今後は県庁舎全体のあり方も議論されていくと思います。

そういう中で、文書センターのあり方等も継続して議論していくというごことで。まずは今の施設の機能を維持するというごことを前提に考えております。

○有岡委員 ありがとうございます。

それと、行政経営課の20ページの関係でお尋ねしたいと思っております。ワーキンググループの設置ということが書いてありますが、要は人材育成というコンセプトでお話したいと思っております。このワーキンググループというのが、どういった人材がいらっしゃるのかお尋ねしたいと思っております。

○平原行政経営課長 これは庁内のワーキンググループでございまして、総務部の総務・職員担当次長をトップといたしまして、各連絡調整課長、財政課長、人事課長と関係課長、全体で20人で構成しております。

○有岡委員 例えば、若い世代のこれから10

年、20年先を背負っていくような人材、こういった人たちもこういう今の現状を知るという意味で、入っていくようなチャンスはないものかお尋ねいたします。

○平原行政経営課長 行革プランの案自体につきましては、各部の取り組みをやっていくということで、それなりの責任者を集めて意見を集約した形で、そのワーキンググループで出しております。

それ以外に、先ほど、県民アンケートを御説明いたしましたが、県職員にもそれぞれアンケートという形で意見を伺いながら、進めているところでございます。

○有岡委員 要望といたしますが、ぜひ若い世代の人間が、この実態を知った上で20年先のこの改革を——ここ5年、10年ずっと続いていくわけですので、やはり中身は知るようなチャンスがあって、自分たちが管理職になるときの一つのテーマとしてずっと持ち続けていただけるような、そういう若い人を育てるような仕組みも、また行政経営課のほうで検討いただけるとありがたいと思っております。以上です。

○坂口委員 産業廃棄物税関係でちょっとお尋ねいたします。一つの期間が過ぎて、次の段階に入っていくって継続するというごことになるのでしようけれども、まず課税をするというごことで抑止力の効果がありますよね。出すほど税がかかると。また使途目的で、ダブルで抑止力を高めてるのでしようけど、この使途目的とダブルで抑えなければ、この抑止力がきかなくなるのかなという判断と、もう一つは、もう少し使途の目的を広げて、環境全体に使えるというようなことは考えられないのか。

具体的には、例えば沿道修景美化や、この前の松くい虫対策、やらなければいけないとわかっ

てるけれども、どうしても財源が確保できないというような、やれば効果が出る、やりたいというようなものが結構ある。

せめて、この産業廃棄物を環境問題として捉えて、やっぱり生活に身近な、最も緊急性のあるような環境分野にまで、その使途範囲を広げたときに、この年間2億5,000万前後の税をそちらに回すことによって抑止力がきかなくなれば、本来の目的が達成できないのですが、そこらはどうでしょうか。1回ぐらい検討をさせていただけないか。

○鶴田税務課長 いわゆるこの産業廃棄物税が10年近くかかっていますけれども、一つ、その導入をした効果という観点から申し上げます。資料では25ページの税の導入の効果というところがございます。(6)のところ①でございますけれども、排出量自体につきましては、表にありますとおり、平成16年度が全体で188万1,000トンという排出量になっております。それが、平成20年度が203万8,000トン、それから平成24年度が210万2,000トンと、年々、排出量は増加をいたしております。

その横、白い枠に入っておりますけれども、再生利用をして減量化といいますか、リサイクルをしている部分につきましては、平成16年度が73万8,000トン、それから20年度が85万1,000トン、それから24年度が100万1,000トンとなっております。それ以上にそのリサイクル、再生に係る数量がふえておまして、そういった意味では非常に減量化といいますか、実際に廃棄ではなくて有効活用をしている部分がふえてきております。

そういった意味では、一番右のほうにありますように、最終的に最終処分量につきましては、19万トンであったものが、平成24年度が15

万6,000トンとなっております、税の効果というのは非常に上がってきているという状況でございます。

それから、この税収につきましては、目的税でありますので、産業廃棄物税の排出抑制あるいはリサイクル促進という観点で、そういったものに基金、事業を環境のほうで整理しているものがあります。それに関しましては②のところにありますように、一つの例で入れておりますけれども、不法投棄の件数につきましては、平成20年度以降、減少傾向となってきたということで、この税を財源として実施をしております監視指導体制や、普及啓発、環境教育の事業等の効果のあらわれではないかと、環境の部局では整理している状況でございます。

それと、③にありますように、排出事業者の意識づけのところでもありますけれども、これにつきましても8割を超える事業者の方が、この税の導入についてリサイクル等の動機づけになったというような調査結果も出ております。そういったような一定の効果が出てきたと思っています。

それで、この税に対するいろんな御質問がありまして、さらにいろんな環境の部分に活用ができないのかどうかということではありますが、実際に、私どもは税制という観点で仕事をさせていただいておりますので、この辺につきましては、委員からそういうお話があったということにつきまして、環境部局に対しましても、話をつないでおきたいということをお願いしたいと思います。

○坂口委員 なかなか判断が難しいでしょうけれども、これまでは誘導的に補助金を出したり、あるいは設備を整えさせたりすることを促進することで、最終処分場への持ち込み量が減って

きたと思うのです。

その中では、今、説明がありましたように、一つの意識への動機づけは積極的に我々の責任でそれを進めていかないといけないというのと、一般廃棄物も含めてですけれども、リユース、リサイクルというものが、もう時代の流れで、そういう意識が、一人一人にやっぱり醸成されてきているというのも確かにあるのではないかなど。

だからそこで、この誘導策として徴収した税を再投資していくということをちょっとそのさじかげんというか、それを少し少なくしたとき、あるいはなくしたときに、せっかく醸成してきた意識づけというのが、またばらけてなくなってしまうえば、どうしようもないのですが、もう少し広くこの環境というものに対して、あるいは生活というものに対して、有効に投資できないかと。そのために、この税の目的を見直せないかというのが一つなのです。

その一方で、今後、新たに例えば今のソーラー発電みたいなものですが、廃棄物なりの処分のあり方とか見てみますと、草を生やさないために、下のほうに鉄鋼スラグなんかをクラッシャーのかわりに入れてるところとか、また新たな問題を提起しそうなものも時代とともに出てきているのです。

こういったところへの人的なものを含む監視体制、指導体制というのも必要ということで、それから税をどうするというのは、引き続きやるんだということをやられる節目ですから、時代の先を見越し、あくまでも、廃棄物に直接係るところへのサービスの還元というのが最優先でしようけれども、そこで余力なりが見い出せば——少し財源も残ってきてるみたいですし、そこらをちょっと今後、ぜひまた担当課にでも

情報を伝えていただいでやっていただければと。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他の報告事項につきましては、これで終わりたいと思います。

次に、請願の審査に移ります。

請願第38号、第59号については、県執行部の所管ではございませんので、執行部からの説明は省略いたします。

請願第57—1号について、執行部からの説明はございませんか。

○武田人事課長 執行部からの説明は特にございません。

○松村委員長 それでは、委員の皆様から、請願第38号、第57—1号、第59号、請願についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑がないようですので、次に移ります。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時42分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、執行部の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○舟田会計管理者 まず初めに、10月10日付で幹部職員の異動がありましたので、この場をお

かりしまして紹介をさせていただきたいと存じます。

後ろにありますのが、会計管理局次長の酒井でございます。

○酒井会計管理局次長 酒井です。よろしく御願いいたします。

○舟田会計管理者 それでは、会計管理局の平成26年度11月補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料、議案第34号の会計管理局の赤のインデックス、ページで言いますと237ページをお開きいただきたいと存じます。

会計管理局は、表にありますとおり292万3,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、その右2つ目の欄になりますが、4億9,568万6,000円となります。

次に、内容につきまして御説明申し上げます。

241ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正は、表の下の段、(目)一般管理費、(事項)職員費になりますが、これは人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の補正でありまして、議会及び県民の皆様、給与改定に伴い必要となる人件費の総額を明らかにするため、その所要額を計上しております。

主な補正の内容は、給料等の月例給が0.24%の引き上げ、特別給である勤勉手当が0.15月の引き上げであります。

会計管理局は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○亀田人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の平成26年度11月補正予算につきまして、御説明申し上げます。

同じく歳出予算説明資料の265ページをお開きいただきたいと思っております。

補正額の欄でございますが、124万3,000円の増額をお願いしております、この結果、補正後の額が1億3,842万6,000円となります。

269ページをお開きいただきたいと思っております。その補正の内容であります、全て(事項)職員費の124万3,000円の増額補正でございます。これは、人事委員会勧告に基づきます職員の給与改定に伴う人件費の増額補正でありまして、その給与改定の内容につきましては、ただいま会計管理者が説明したとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小八重監査事務局長 では、監査事務局の平成26年度11月補正予算について、御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の259ページをお開きください。

左から2番目の補正額の欄でございますが、総額で166万4,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄になりますが、2億1,500万2,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明を申し上げます。

263ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)委員報酬でございます。これは常勤監査委員の期末手当の改定、具体的には0.15月分の引き上げによる増額補正でございます。

次に、下の欄、(事項)職員費でございます。これは人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う増額補正でございます。

給与改定の内容につきましては、先ほどの会計管理者の説明のとおりでございます。

説明は以上でございます。審議のほど、よろ

しくお願いいたします。

○大坪議会事務局長 それでは、議会事務局の平成26年度11月追加補正予算につきまして、御説明をいたします。

歳出予算説明資料の1ページをごらんください。

補正額の欄でございますが、798万9,000円の増額補正をお願いしております、この結果、補正後の予算額は11億43万8,000円となります。

内訳につきまして、5ページをごらんください。

まず、5段目になりますが、(事項)議員報酬でございます。これは県議会議員の期末手当、0.15カ月分の引き上げに伴います539万1,000円の増額補正であります。

県議会議員の期末手当につきましては、知事などほかの特別職と同様、毎回、国に準じて改定しているところでありまして、今回も同じ理由によるものでございます。

また、その下の(事項)職員費でございます。

これは、事務局職員の給与改定等に伴う259万8,000円の増額補正でありまして、理由等につきましては、会計管理者等から説明があったとおりでございます。説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆様の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 質疑もないようでございます。

それでは、以上をもって会計管理局、人事委員会、監査事務局、議会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後2時55分再開

○松村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うということになっておりますので、あした行いたいと思います。

開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後2時55分散会

平成26年11月27日(木曜日)

午後1時29分再開

出席委員(8人)

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	河野	哲也
委員		福田	作弥
委員		坂口	博美
委員		井本	英雄
委員		十屋	幸平
委員		田口	雄二
委員		有岡	浩一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課	主査	大峯	康則
議事課	主任主事	田代	篤生

○松村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。

議案等につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、一括で採決いたします。

議案第1号、第6号、第7号、第12号、第13号、第28号、第29号、第34号、第39号及び第41号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか9件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第38号「所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願」の取扱いは、いかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、お諮りします。

請願第38号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手多数。よって請願第38号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第57号—1「勤務獣医師の人材確保対策等についての請願」の取扱いは、いかがいたしましょうか。なお、この請願は、環境農林水産常任委員会にも付託されております。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、請願第57—1については、採決との意見がございましてお諮りします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、請願第57—1号の賛否をお諮りします。

請願第57—1号については、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手全員。よって、請願第57—1号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま請願第57—1号が全会一致で採択となりましたが、請願第57—1号は、意見書の提出を求める請願であります。お手元に配付の勤務獣医師の処遇改善を求める意見書(案)について、何か御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時34分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。意見書の内容につきましては、意見書(案)のとおり当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時36分再開

○松村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここでお諮りいたします。環境農林水産常任委員会において、全会一致で決定し、かつ請願事項1から3をあわせた一つの意見書とすることについて了解が得られた場合は、当委員会としても一つにまとめた意見書とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、請願第59号「登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書提出についての請願」の取り扱いは、いかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、お諮りします。

請願第59号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手少数。よって、請願第59号を継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査とすることは否決されましたので、これからは採択または不採択のいずれかをお諮りすることになります。

ここで継続に賛成した委員にお諮りしますが、これからすぐに採決してもよろしいでしょうか。

〔発言なし〕

○松村委員長 御意見がないようですので、それでは請願第59号の賛否をお諮りしたいと思います。

なお、態度保留の場合は、退席したものとみなしますので御了承ください。

請願第59号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手多数。よって、請願第59号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま請願第59号が賛成多数で採択となりましたが、請願第59号は意見書の提出を求める請願であります。委員会発議として提出する場合は、全会一致の決定が必要でありますので、今回、委員会発議については見送ることといたします。

なお、この意見書(案)の取り扱いについては、それぞれの賛成会派または賛成議員で、提出について御検討いただくこととなりますので、よろしくお祈りいたします。

次に、請願第60号「高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願」の取り扱いは、いかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、お諮りします。

請願第60号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手少数。よって、請願第60号を継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査とすることは否決されたので、これからは採択または不採択のいずれかをお諮りすることとなります。

ここで継続に賛成した委員の皆様にお聞きします。

これからすぐ採決してよろしいでしょうか。

〔発言なし〕

○松村委員長 特に意見ございませんので、それでは請願第60号の賛否をお諮りいたします。

なお、態度保留の場合は、退席したものとみなしますので御了承ください。

請願第60号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手なし〕

○松村委員長 挙手なし。

念のために、反対採決を行います。請願第60号について、不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手多数。よって、請願第60号は、不採択とすることに決定いたしました。

それでは、次に委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩します。

午後1時42分休憩

午後1時50分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員会報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りします。

総合政策及び行財政対策に関する調査につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時51分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

1月29日、木曜日の閉会中の委員会につきましては、委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時52分閉会